

建設業法のあらましと 建設業許可申請マニュアル

滋賀県土木交通部監理課 (令和7年11月改訂)

●建設業許可に関するお問い合わせは…

滋賀県 土木交通部 監理課 建設業係
Tel 077-528-4114

●建設業許可申請書掲載箇所

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/303050.html>

ホーム > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 建設業 > 許認可・申請・届出
> 建設業許可申請書

「更新」を除くすべての申請について、事前に予約が必要です。

予約専用ダイヤル：077-527-5678（9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝、閉庁時除く））

※詳しくは、P. 32 をご参照ください。

～建設業許可申請マニュアルの改訂について～

建設業法等の改正、各省庁の手続や運用の改廃に伴い、建設業許可申請マニュアルを改訂いたしましたのでご活用ください。

— 令和7年12月2日以降の改訂内容 —

2025 年 12 月 2 日以降、従来のカードタイプの健康保険証は、有効期限記載の有無にかかわらず有効期間満了となり、使用できなくなります。これにともない、従来の健康保険証で確認していました社会保険適用事業所での常勤性の確認については、以下のように取り扱うこととしましたので、ご注意ください。（なお、「令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月にかけての主な改正内容」の「1 健康保険被保険者証に代わる常勤性確認書類について」は削除することとします。）

- ① 社会保険適用事業所において、従来の健康保険証に関しては、令和 7 年 12 月 2 日以降、常勤性判断の資料としては用いない。
- ② 社会保険適用事業所の常勤性確認資料としては、以下 3 点のうちいずれかとする。
 - ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（写し）
 - ・ 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書（写し）
 - ・ 健康保険組合からの資格証明書（原本・発行から 3 か月以内のもの）

注意 なお、個人事業主（社会保険非適用事業所）や健康保険適用除外法人（建設国保など）に関しては、取り扱いが異なります。詳しくは、P36 をご覧ください。

— 令和7年6月1日の改訂内容 —

令和 7 年 6 月 1 日より、改正刑法が施行されました。これまでの「懲役」と「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一本化されました。これにともない、建設業法も条文が改正され、一般建設業および特定建設業の欠格要件が下記の通り変更となります。

次のいずれかに該当するものは、許可が受けられません。

1 （略）

2 法人にあっては法人・その役員等、個人にあってはその本人・支配人、その他支店長・営業所長等が次の要件に該当しているとき。

①～⑤ （略）

⑥拘禁刑（改正前：禁錮）以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

⑦～⑩ （略）

— 令和6年12月～令和7年2月にかけての主な改訂内容 —

1—健康保険被保険者証に代わる常勤性確認書類について(削除)

2 押なつ廃止にともなう確定申告書の取り扱いについて

令和 7 年 1 月より、書面提出による確定申告書への税務署の收受日付印の押なつが廃止されました。一方、滋賀県においてはこれまで建設業許可にかかる各申請および届出の確認書類として、この押なつのある確定申告書を求めている場合があります。

今回の税務署の押なつ廃止に伴い、令和 7 年 1 月以降に税務署で受付された確定申告書に関しては、收受日付印やこれに代わる税務署が受付したことのわかる書類等の提出を不要とします。また、電子申告をされている場合にはメール詳細や受信通知の提出を確定申告書に併せて求めておりましたが、同じく 1 月以降に税務署へ申告したものについてはこれを不要とします。確定申告書を求めた場合においては申告の方法を問わず税務署へ提出されたものの写しや打ち出したものであればよいものとします。

3 専任技術者の名称について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）による改正後の建設業法第 7 条 2 号および同法第 15 条 2 号の施行に伴い、これまでの「**専任技術者**」の名称が「**営業所技術者等**」に変更されました。これに伴い本マニュアルをはじめ、ホームページで掲載されている別紙四および様式第 8 号について改訂を行いました。

つきましては令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 3 月 31 日を移行期間とし、期間中の申請および届出については旧様式での提出を認め、以降は随時新様式への差し替えを指導いたしますのであらかじめご了承ください。

なお、今回の名称変更に伴った旧専任技術者の要件や運用についての変更はなく、営業所技術者等にそのまま引き継がれますのでご理解ください。

4 特定建設業と配置技術者制度に関する変更

改正法により令和 7 年 2 月 1 日以降、下の表のとおり、特定建設業許可を必要とする下請契約の金額に関する部分や技術者制度の一部について変更があります。契約期日等に注意して営業活動をお願いいたします。

- ・特定建設業許可を必要とする工事の請負金額について

令和 7 年 1 月 31 日以前	令和 7 年 2 月 1 日以降
発注者から直接請け負った 1 件の建設工事について、 4,500 万円以上（建築一式工事については 7,000 万円以上）の下請契約をして、施工しようとする者	発注者から直接請け負った 1 件の建設工事について、 5,000 万円以上（建築一式工事については 8,000 万円以上）の下請契約をして、施工しようとする者

- ・技術者制度における配置技術者の区分や専任を要する現場の要件について

	令和 7 年 1 月 31 日以前			令和 7 年 2 月 1 日以降		
許可の種類	特定		一般	特定		一般
元請工事における下請金額合計	4,500 万円以上 ※ 1	4,500 万円未満 ※ 1	4,500 万円以上は 契約不可 ※ 1	5,000 万円以上 ※ 1	5,000 万円未満 ※ 1	5,000 万円以上は 契約不可 ※ 1
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
技術者の専任	請負金額 4,000 万円以上 ※ 2			請負金額 4,500 万円以上 ※ 2		

※ 1 令和 7 年 2 月 1 日以降、建築一式工事の場合は 7,000 万円から 8,000 万円に変更

※ 2 令和 7 年 2 月 1 日以降、建築一式工事の場合は 8,000 万円から 9,000 万円に変更

5 その他、窓口での取り扱いの変更点

- ・各種手数料の納付にあたり、キャッシュレス決済が可能となりました。

クレジットカードの他、コード決済や電子マネーが利用できます。詳しくは監理課建設業係までお問合せください。

- ・建設業許可証明書の発行手数料が改定されます。

令和 7 年 4 月 1 日以降、建設業許可証明書の発行手数料が現在の 530 円から 560 円に改定されます。

目 次

I. 建設業法のあらまし	P.1
建設業法のあらまし	P.3
II. 建設業の許可	P.5
1 建設業の許可	P.7
2 許可の区分	P.11
3 許可の有効期限	P.12
4 許可の要件	P.14
(1) 経營業務管理の要件.....	P.16
(2) 適切な社会保険への加入の要件	P.19
(3) 営業所技術者等の要件	P.20
(4) 誠実性の要件	P.27
(5) 財産的基礎の要件	P.28
(6) 欠格要件等	P.30
5 許可を受けるための手続き	P.31
(1) 申請用紙の入手方法	
(2) 申請書の作成	
(3) 申請書類の提出	
(4) 申請の手数料	P.32
● 必要な許可申請書類一覧表	P.34
● 要件者の常勤(専任)確認資料	
【経營業務の管理責任者と直接補佐する者/営業所技術者等/令3条使用人(支配人、営業所長など)】	P.36
● 「健康保険等の加入状況」の確認書類について	P.37
● 申請区分ごとの注意点について	P.38
III. 許可を受けた後の留意事項	P.39
1 許可を受けた後の留意事項について	P.41
2 建設業法に基づく適正な工事の施工について	P.42
3 変更届の提出	P.49
4 組織変更等	P.52
(1) 個人事業主から法人への組織変更(法人成)について	P.53
(2) 個人事業の代替わり(承継)について	P.54
5 建設業許可証明書の申請について	P.57
IV. 許可申請書の記入例	P.107
V. 建設業許可申請様式集	P.177
VI. 資 料	

I．建設業法のあらまし



建設業法のあらまし

1. 建設業法とは

建設業は、生活を営んでいくうえで必要不可欠な住宅・道路・河川などの社会資本整備や経済発展の基礎となる工場・事務所の建設などを担い、豊かで均衡のとれた国土の発展、健康で文化的な国民生活の向上および国民経済の発展に重要な役割を果たしています。

このような建設業の重要性を背景に、建設工事の適正な施工の確保および発注者の保護を図り、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与するため、昭和24年に建設業法が制定されました。

建設業法は、建設業の許可制度・建設工事の請負契約・施工技術の確保など建設業に関する幅広い定めを設けており、建設業を営もうとする方は、こうした建設業法の定めに従い営業を行う必要があります。

2. 建設業法の目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。（法第1条（以下、法とは建設業法をさします。））

3. 建設業を始めるには

建設業を営もうとする者の資質の向上を図るためには、施工能力、資力信用がある者に限りその営業を認める制度が必要となります。そこで、建設業法においては、軽微な建設工事（P.7 参照）のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は、**建設業の許可を受けなければならない**という制度が設けられています。

実際に許可制度とはどのようなものか、また、許可を受けるにはどのような手続が必要なのかを「Ⅱ 建設業の許可」以降において説明していきます。

建設業とは？

建設業法において、「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、**建設工事の完成を請け負う営業**をいいます。（法第2条）したがって、測量・設計・ボーリング調査・文化遺産発掘・除草作業などの工事を伴わない維持管理業務や建売住宅の売買は建設業とはなりません。



Ⅱ．建設業の許可

1. 建設業の許可

建設業を営もうとする者は、法に基づく許可を受けなければなりません。元請負人はもちろんのこと下請負人の場合でも、請負として建設工事を施工するものは、個人でも法人でも許可を受けることが必要です。（法第3条）

ただし、次の表－1に掲げる**軽微な建設工事**のみを請け負って営業する者は、必ずしも許可を受けなくてもよいことになっています。

表－1

建築一式工事	①工事1件の請負代金が1,500万円に満たない工事 または、 ②延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事 (延べ面積の2分の1以上を居住の用に供すること)
その他の工事	工事1件の請負代金が500万円に満たない工事

※) 請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額で判断します。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割した場合は、この限りではありません。

注文者が材料を提供する場合には、その価格等を請負代金の額に加えて判断します。

請負代金はいずれも取引に係る消費税を含んだ額です。

※) 解体工事の請負については、請負代金が500万円に満たない場合でも「解体工事業の登録」が必要です。

(建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を有するものを除く)

法では、建設工事の種類ごとに業種を区分し、業種ごとに建設業の許可が必要であることとしています。そのため、許可を申請する際には次の表－2の工事内容を確認し、許可の要件等も考慮に入れ、必要な建設業の種類について判断することが必要です。

なお、「土木一式工事」および「建築一式工事」の2つの一式工事は、他の27種の建設工事と異なり、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物または建築物を建設する工事であり、ダム工事や一棟の住宅建設等を一式としてまとめて請け負うことを意味しています。他の建設工事(大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、内装仕上工事等)を単独で請け負う場合は、それぞれの建設業の許可を受けなければなりません。

表－2 建設工事と建設業の種類

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	橋梁工事や下水道工事・ダム工事などを一式として請負うもの。そのうちの一部のみの請負は、それぞれの該当する工事になる。
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	一棟の住宅建築等一式工事として請負うもの。建築確認を必要とする増築等
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的なしは準備的工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路附属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、れんが積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、破石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

略号	建設工事の種類	建設業の種類	内 容	例 示
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

2. 許可の区分

(1) 国土交通大臣許可と知事許可

建設業の許可を行う許可行政庁は、許可を受けようとする建設業者が設ける営業所の所在地の状況によって、国土交通大臣と知事に区分されます。

表－3

国土交通大臣許可	滋賀県内および他の都道府県に営業所を設ける場合
滋賀県知事許可	滋賀県内のみに営業所を設ける場合

※注 営業所とは、本店または支店もしくは常時建設工事の請負契約の見積、入札、契約の締結を行う事務所など、建設業に係る営業に実質的に関与するものをいい、資材置き場や単なる事務連絡所、工事現場における事務所等は含まれません。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

建設業の許可は、その許可を受ける業種ごとに、一般建設業の許可か特定建設業の許可のいずれかの許可を受けることとなります。

なお、同一の建設業者が、同一業種について一般と特定の両方の許可を受けることはできません。

表－4

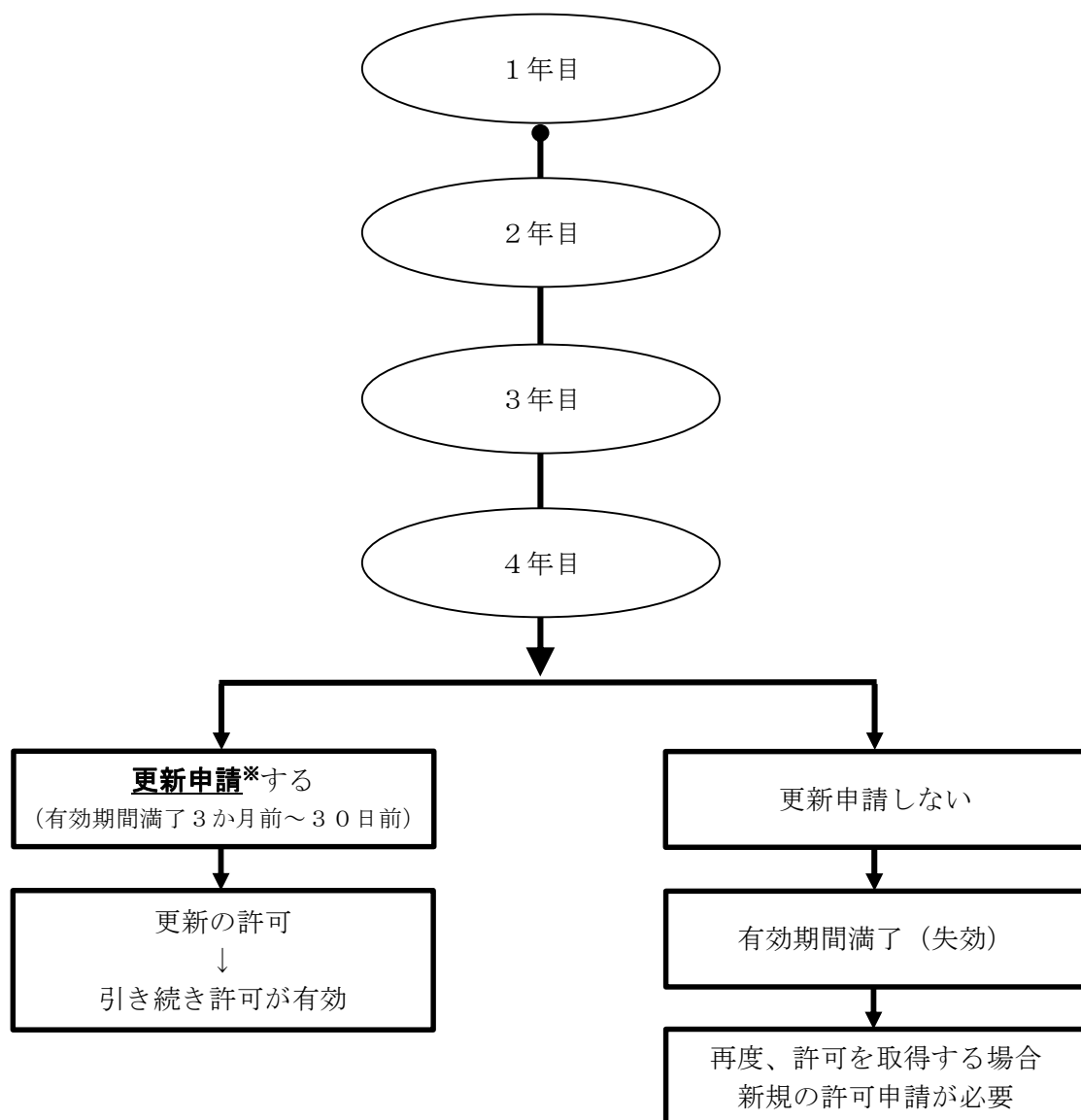
特定建設業	発注者から直接請け負った1件の建設工事について、5,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の下請契約をして、施工しようとする者※1
一般建設業	特定建設業以外の者

※注1 この場合の5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）とは、1件の工事において、すべての下請業者に出す工事金額を合計したものです（この工事金額には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない）。請負代金はいずれも取引に係る消費税を含んだ額です。

建設業の許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の対応する日の前日を持って満了することとされています。この場合、当該期間の末日が日曜日等の休日であっても、その日を持って満了することとなります。

したがって、引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する 30 日前までに、許可の更新の手続きをとらなければなりません。この手続きを怠った場合、期間満了とともに許可の効力を失い、引き続いて建設業許可が必要な請負工事の営業ができなくなります。ただし、期間満了前に請け負った工事の施工は、引き続き可能です。

図：許可から更新までの流れ



- 12 -

MEMO

4. 許可の要件

建設業の許可を受けるためには、次の要件を満たしていなければなりません。

(1) 経營業務管理の要件	建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること。	(P. 16～参照)
(2) 適切な社会保険への加入の要件	申請される事業所で適切な社会保険・雇用保険に加入していること。	(P. 19 参照)
(3) 営業所技術者等の要件	営業所ごとに技術者を専任で配置すること。	(P. 20～参照)
(4) 誠実性の要件	請負契約に関して誠実性を有していること。	(P. 27 参照)
(5) 財産的基礎の要件	請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用を有していること。	(P. 28～参照)
(6) 欠格要件等	法第8条および第17条に該当しないこと。	(P. 30 参照)

注) 法第8条各号に該当することが判明した場合、欠格要件該当および虚偽申請により、不許可や許可の取消しとなります。

また、虚偽申請により許可が取り消された場合は、取消しの日から5年間は許可の取得ができません。この場合、役員・令3条使用人についても、5年間、新たに営業を開始することが禁止されます。

MEMO

(1) 経營業務管理の要件（法第7条第1号および第15条第1号）

建設業は受注産業であり、1つの工事ごとにその工事に応じた資金の調達や資材の購入、請負契約の締結、技術者の配置など、工事の完成までその内容に応じた施工管理が要求されます。したがって、適正な建設業の経営を期待するためには少なくとも下記の要件を満たすことが必要です。

なお、この要件は、一般建設業の許可、特定建設業の許可、どちらを取得する場合も同じです。

【法人の場合】 役員のうち常勤であるもの ^{注1} 【個人の場合】 事業主または支配人 ^{注2}		のうち一人が下のイ（①～③）、ロ（①～③）またはハに該当すること。
該当者	イ①	建設業に関し 5年以上 経營業務の管理責任者としての経験を有する者 ^{注3} ※ほとんどの方はこちらが該当となります。
	イ②	建設業に関し 5年以上 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験 ^{注4} を有する者
	イ③	建設業に関し 6年以上 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験 ^{注5} を有する者
	ロ①	建設業に関し、 2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等または役員等に次ぐ職制上の地位にある者^{注13}（財務管理、労務管理または業務運営の業務を担当するものに限る。）としての経験を有する者
	ロ②	5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者
	ハ	国土交通大臣がイまたはロに掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。

注1) 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役または執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会または代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等）をいいます。「これらに準ずる者」に該当する場合を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事および事務局長等は含まれません。

また、「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ICTの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。）を行う場合を含む。）している者がこれに該当します。

なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体および場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しません。

注2) 「支配人」とは、事業主に代わってその営業に関する一切の裁判上または裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、支配人登記することが必要です。

注3) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人事業主または支配人、建設業法施行令第3条使用人（支店長・営業所長等）として営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいいます。

- 注4) 「**経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)**として**経営業務を管理した経験**」とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮および命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。(事前に監理課へご相談ください)
- 注5) 「**経営業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験**」とは、経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役もしくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主または支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者)にあって、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者および技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務全般について、従事した経験をいいます。(事前に監理課へご相談ください)
- 注6) この基準は、許可を受けようとする建設業について、表のイ・ロに該当する者を建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではありません。
- 注7) 経営業務の管理責任者が同時に(3)の営業所技術者等となる資格を有する場合には、同一営業所(原則として本社または本店等)内に限って当該技術者を兼ねることができます。
- 注8) 「**財務管理の業務経験**」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験(役員としての経験を含む。注9・注10においても同じ)をいいます。
- 注9) 「**労務管理の業務経験**」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいいます。
- 注10) 「**業務運営の業務経験**」とは、会社の経営方針や運営方針を策定、実施に関する業務経験をいいます。
- 注11) 常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理または業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができます。また、財務管理、労務管理または業務運営のうち複数の担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとします。
- 注12) 「**直接に補佐する**」とは、組織体系上および実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。
- 注13) 「**役員等に次ぐ職制上の地位にある者**」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しません。

「ロ①、②」該当で申請される場合、直接補佐する者には「申請される会社」で「建設業に関して5年以上の経験が必要になります。」そのため設立から5年未満の法人の方は必然的にこの要件は満たしませんのでご注意ください。

【経營業務管理の確認資料】

経營業務管理の要件確認資料として、①経営経験確認書類および②常勤確認書類（P. 36）が必要です。

■経営経験確認書類（下記 アまたはイ）※行政庁の判断により、下記以外の書類を求める場合があります

ア）「個人事業主としての経営経験」または「法人の常勤役員としての経験」の場合

		経営経験		工事实績	備考
		確または所	登記		
個人事業主	イ①該当⇒	5年分	—	5年分	
	イ③該当⇒	6年分	—	6年分	注1 P. 54 参照
法人の役員	イ①該当⇒	—	5年分	5年分	
	イ②該当⇒	—	注2	5年分	
	イ③該当⇒	—	注2	6年分	P. 16、17 参照
	ロ①該当⇒	—	注2	5年分	P. 16、17 参照
	ロ②該当⇒	—	注2	5年分	P. 16、17 参照

注1）「個人事業の代替わり（承継）」の頁を参照してください（P. 54）。

注2）事前に監理課へご相談ください。

注3）表中の略語について

「申」	「確定申告書第一表の控え」の写し ※書面で令和6年12月以前に申告したものについては収受日付印のあるものを添付してください。なお、電子申告の場合においては申告時期を問わずメール詳細や受信通知は不要とします。
「所」	「所得証明書（課税証明書）」（市町村で発行）
「登記」	「商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」
「工事实績」	「工事請負契約書」または「発注者からの注文書」（いずれも写し）

※履歴事項全部証明書では十分な就任期間が確認できない場合は、閉鎖登記簿謄本や閉鎖事項証明書が必要です。

※契約書等がない場合は、「発注者証明書」（P. 170）でも可能です。記載事項は、工事名（具体的に）、工事場所（番地まで）、工事請負金額、工期、工事請負人、発注者自らの署名押印（実印）です。

※証明書関係は、いずれも申請日時点において3か月以内に発行されたものです。

イ）過去に経營業務の管理責任者であった者、および建設業法施行令第3条の使用人の経験の場合

過去の建設業許可申請書（受付印のある副本）のうち、下記の様式の写しの提出および原本提示をお願いします（旧様式のため該当する様式が不明等な場合は監理課へお問い合わせください）。

様式番号	様式	経管	令3
① 第1号	建設業許可申請書	○	○
② 別紙一、二（1）、（2）（旧：「別表」）	役員等の一覧表、営業所一覧表	○	○
③ 第7号および同別紙	経營業務の管理責任者証明書	○	—
④ 第11号	令3使用人の一覧表	—	○
⑤ 第12号	許可申請者の調書（旧：「略歴書」）	○	—
⑥ 第13号	令3使用人の調書（旧：「略歴書」）	—	○
⑦ 第20号	営業の沿革	○	○

確認方法について

○個人事業の経営経験で法第7条第1号に該当する場合

下記のように各年の確定申告書と、その年に**完成した**工事の契約書等の**両方**が確認された場合、「経営経験あり」となります。

(例) 土木、とびの経営経験があり、土木工事業を申請する場合

※建設業であれば5年分の契約書等の業種は問いません。

	H25	H26	H27	H28	H29
確定申告書	○	○	○	○	○
契約書等 (土木)		○		○	○
契約書等 (とび)	○		○		

○法人の役員経験で法第7条第1号に該当する場合

下記のように役員の在職期間が確認できる商業登記簿謄本と、その期間の各年に**完成した**工事の契約書等の**両方**が確認できて、「経営経験あり」となります。

(例) 建築工事業のみ経営経験があり、土木工事業・建築工事業を申請する場合

	H25	H26	H27	H28	H29
商業登記簿謄本	H25. 4. 1～H30. 3. 31 の間在職				
契約書等 (建築)	○	○	○	-	-
契約書等 (土木)	-	-	-	○	○

(注) H25 (4月1日～) など年の途中から役員になられる場合、契約書等についても1年間の区切りを決めて5年分ご提出いただくようお願いします。(例のケースでは4/1～翌3/31までの工事契約書等をそれぞれの年度で5件分)

※個人事業の許可承継、個人→法人への組織変更についてはP. 53～55 を参照してください。

(2) 適切な社会保険への加入の要件 (「様式第7号の3」関係)

令和2年10月1日の許可申請受付分(新規・業種追加・更新等)より、申請される事業所で、適切な社会保険・雇用保険への加入が許可要件となりましたのでご注意ください。

1. 社会保険(健康保険、厚生年金保険)

次の事業所は、社会保険の加入が法律で義務付けられています。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

- ・法人事業所(すべて)
- ・個人事業所(常時従業員を5名以上雇用している場合)

2. 雇用保険

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ31日以上雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません(法人の役員や個人事業主と同居の親族などは除く)。原則として労働者(パート・アルバイトを含む)を**一人でも雇っていれば**、適用事業所となります。

詳しくは、お近くの労働基準監督署またはハローワークへお問い合わせください。

それぞれ確認書類についてはP37をご覧ください。

(3) 営業所技術者等の要件（法第7条第2号および第15条第2号）

建設工事の適切な施工を確保するためには、営業を行う営業所にその工事の専門の技術者が必要です。

すべての営業所に、下記のいずれかに該当する専任 ^{注1} の技術者がいること。	
一般建設業	特定建設業
【法第7条第2号】 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 イ【所定学科卒業者等^{注2}】 - 学校教育法による高等学校（旧実業学校を含む）もしくは中等教育学校を卒業後、5年以上実務の経験を有する者 - 学校教育法による専修学校の専門課程を卒業後、5年以上実務の経験を有する者^{注3} - 学校教育法による大学もしくは高等専門学校（旧専門学校を含む）を卒業後、3年以上実務の経験を有する者 - 旧実業学校卒業程度検定規程による検定で一定の学科に合格した後5年以上実務の経験を有する者 - 専門学校卒業程度検定規程による検定で一定の学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 - 技士補の者についてはP.26を参照 ロ【10年以上の実務経験者^{注4}】 一部の業種で緩和措置があります。 ハ【資格免許等を有する者】 別表（P.22～P.25）を参照。	【法第15条第2号】 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、次に掲げるいずれかの要件に該当する者 イ【資格免許を有する者】 法第27条第1項による技術検定その他の法令の規定による試験で国土交通大臣が定めるものに合格した者または他の法令の規定による免許で国土交通大臣が定めるものを受けた者 ロ【指導監督的な実務経験者^{注5}】 法第7条第2号イ・ロ・ハに該当（同左）し、かつ、元請として4,500万円以上の工事（平成6年12月28日前にあっては3,000万円以上、昭和59年10月1日前にあっては1,500万円以上）について2年以上の指導監督的な実務経験を有する者（ただし、指定建設業^{注6}の場合を除く。） ハ【国土交通大臣特別認定】 国土交通大臣が、イまたはロに掲げる者と同等以上の能力を有すると認めた者

注1）「専任」の者とは、その営業所に常勤（テレワーク（P.16参照）を行う場合を含む。）して専らその職務に従事する者をいいます。

次に掲げるような者は、「専任」とはいえない者として取り扱います。

- ・住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、社会通念上通勤不可能な者
- ・他の営業所（他社の営業所を含む。）において専任を要求される者
- ・建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者
- ・当該法人の監査役である者

注2）「所定学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じて、別表（P.26）に掲げるものです。

注3）「専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定」第2条に規定する専門士または同規定第3条に規定する高度専門士の称号を受けた者については、卒業後に必要な実務経験年数は「3年以上」です。

注4）「実務経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれず、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、または現場監督技術者として監督に従事した経験、見習い中の技術的経験等も含めて取り扱います。

実務の経験の期間は、1業種につき10年以上必要であり、例えば2業種について実務の経験がある場合には最低20年以上の実務経験がなければならないこととなります。一人の者が実務経験で担当できるのは2業種までです。

ただし、平成28年5月31日までに請け負った「とび・土工・コンクリート工事」のうち、「解体工事」に係る実務経験の期間についてのみ、平成28年6月1日以降、とび・土工事業および解体工事双方の実務の経験の期間として

二重計算可能です(平成28年6月1日以降に請け負った工事に係る実務経験期間は、新しい業種区分のとおりとします)。

注5) 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計または施工の全般について、工事現場主任者または工事現場監督者等の立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

なお、指導監督的な実務経験の期間については、該当する請負契約書の工期を積み上げ合計して得た期間です。(ただし、経験期間が重複しているものについては、二重に計算しません。)

注6) 「指定建設業」とは、①土木工事業、②建築工事業、③電気工事業、④管工事業、⑤鋼構造物工事業、⑥舗装工事業、⑦造園工事業の7業種をいいます。

注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、表のイ・ロ・ハのいずれかに該当する者を建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって2以上の建設業について許可を受けようとする場合において、一の建設業について表のいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に表のいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしていることになります。

注8) 営業所技術者等と経営業務管理責任者との兼任については、同一営業所(本社または本店等)内に限って認められます。

【営業所技術者等の確認資料】

法第7条または第15条の第2号イ・ロ・ハの要件を証明するものとして、①資格・経験確認資料(下記の(1)～(5))および②常勤確認資料(P.36)をご用意ください。

(1) 所定学科卒業者等の場合 (①および②)

①卒業証明書等(写し)または合格証明書(写し)

②実務経験証明書[様式第9号]+契約書等(写し)※

(2) 実務経験を有する者(10年以上)の場合

実務経験証明書[様式第9号]+契約書等(写し)※

(3) 資格免許を有する者の場合 (実務経験が必要な場合、②も必要)

①合格証明書(写し)、免許証等(写し)または、監理技術者資格者証(写し)

②実務経験証明書[様式第9号]+契約書等(写し)※

(4) 指導監督的な実務経験を有する者(2年以上)の場合 【(1)～(3)いずれか + アまたはイ】

ア) ①指導監督的な実務経験証明書[様式第10号]+契約書(写し)(記載した工事全て)

②建設業許可通知書または許可証明書(写し)

イ) 監理技術者資格者証(写し)

(5) 国土交通大臣特別認定の場合

認定書(写し)+監理技術者講習修了履歴がわかるもの(直前に受講した監理技術者講習の有効期間が満了する前に受講していることが必要です。)

※) 必要な実務経験の年数は、下記のとおり、要件によって異なります。

要 件	実務経験 証明書	契約書等
①資格免許(1年の実務経験が必要)の場合	1年分 記載	1年分
②資格免許(3年の実務経験が必要)、所定学科卒業者等(大学等)の場合	3年分 記載	1年分
③所定学科卒業者等(高等学校、中等教育学校)の場合	5年分 記載	2年分
④実務経験のみの場合	10年分 記載	3年分

・実務経験証明書および指導監督的な実務経験証明書の記載方法については、記入例(P.88、89)をご確認ください。

・上記「契約書等」とは、実務経験証明書に記載した工事に係る「工事請負契約書」、「発注者からの注文書」(無い場合は「発注者証明書」(P.170)を作成)を示します。

技術者の資格（資格等コード番号表）

（注）特定の資格を有するものは一般の資格も有する

「◎」 特定（法第15条第2号イ）の資格を有するもの

「○」 一般（法第7条第2号ハ）の資格を有するもの

「☆」 合格後実務経験3年が必要

「△」 合格後実務経験5年が必要

「◎」「○」「☆」「△」平成27年度までの合格者に対しては、**解体工事に関する実務経験1年以上または登録解体工事講習の受講が必要**

この場合、追加書類として、**様式第9号「実務経験証明書」＋契約書等（写し）、または、登録解体工事講習修了証の写し**

※技術士（建設部門または総合技術管理部門（建設））については、当面の間、上記の実務経験または講習の受講が必要

資格区分およびコード番号（確認書類）			建設業の種類																																	
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	め	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解				
建設業法 『技術検定』	合格証明書	一級建設機械施工管理技士	11	◎				◎								◎																				
		二級建設機械施工管理技士(第1種～第6種)	12	○				○								○																				
		一級土木施工管理技士	13	◎			☆	◎	◎	☆		☆	◎	☆	◎	◎			◎	☆			☆			☆		☆		◎	☆	◎				
		一級土木施工管理技士補	1H				☆	☆	☆	☆		☆		☆		☆			☆	☆			☆			☆		☆		☆	☆	☆				
		二級土木施工管理技士	種別	土 木	14	○			△	○	○	△		△	○	△	○	○			△	△			△			△		△		○	△	○		
				鋼構造物塗装	15				△	△	△	△		△		△		△				○	△			△			△		△		△	△	△	
				薬液注入	16				△	○	△	△		△		△		△				△	△			△			△		△		△	△	△	
		二級土木施工管理技士補	種別	土 木	1J				△	△	△	△		△		△		△			△	△			△			△		△		△	△	△	△	
				鋼構造物塗装	1K				△	△	△	△		△		△		△				△	△			△			△		△		△	△	△	
				薬液注入	1L				△	△	△	△		△		△		△				△	△			△			△		△		△	△	△	
		一級建築施工管理技士	20		◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	☆	☆	☆	☆	◎		
		一級建築施工管理技士補	2C				☆	☆	☆	☆	☆		☆		☆				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆				☆	☆	☆	☆	☆	☆		
		二級建築施工管理技士	種別	建 築	21		○	△	△	△	△	△		△		△				△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	○		
				軀 体	22				○	△	○	△	△		○	○	○				△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	○	
				仕 上 げ	23				○	○	△	○	○		○		△				○	○	○	○	○	△	○				○	△	△	△	△	△
		二級建築施工管理技士補	2D				△	△	△	△	△		△		△					△	△	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	
		一級電気工事施工管理技士	27								◎													☆							☆					
		一級電気工事施工管理技士補	2E																					☆							☆					
		二級電気工事施工管理技士	28								○													△								△				
		二級電気工事施工管理技士補	2F																					△								△				
		一級管工事施工管理技士	29									◎			☆		☆	☆						☆	☆			☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		
		一級管工事施工管理技士補	2G												☆		☆	☆						☆	☆			☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		
		二級管工事施工管理技士	30									○			△		△	△						△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	
		二級管工事施工管理技士補	3A												△		△	△						△	△			△	△	△	△	△	△	△	△	
		一級電気通信工事施工管理技士	31																								◎									
		二級電気通信工事施工管理技士	32																								○									
		一級造園施工管理技士	33					☆	☆	☆	☆		☆		☆		☆			☆	☆			☆			◎	☆		☆		☆	☆	☆		
		一級造園施工管理技士補	3D					☆	☆	☆	☆		☆		☆		☆			☆	☆			☆				☆		☆		☆	☆	☆		
		二級造園施工管理技士	34					△	△	△	△		△		△		△			△	△			△			○	△		△		△	△	△		
		二級造園施工管理技士補	3E					△	△	△	△		△		△		△			△	△			△				△		△		△	△	△		

資格区分およびコード番号（確認書類）				建設業の種類																													
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	移	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法 『建築士試験』	免許証	一級建築士	37		◎	◎				◎			◎	◎								◎											
		二級建築士	38		○	○				○			○									○											
		木造建築士	39			○																											
技術士法 『技術士試験』	登録証	(部門)・『選択科目』																															
		建設・総合技術監理(建設)	41	◎				◎			◎				◎	◎									◎								◎
		建設『鋼構造及びコンクリート』・総合技術監理(建設『鋼構造及びコンクリート』)	42	◎				◎			◎			◎	◎	◎									◎								◎
		農業『農業農村土木』・総合技術監理(農業『農業農村土木』)	43	◎				◎																									
		電気電子・総合技術監理(電気電子)	44							◎														◎									
		機械・総合技術監理(機械)	45																					◎									
		機械『熱・動力エネルギー機器』又は『流体機器』・総合技術監理(機械『熱・動力エネルギー機器』又は『流体機器』)	46									◎												◎									
		上下水道・総合技術監理(上下水道)	47								◎																			◎			
		上下水道『上水道及び工業用水道』・総合技術監理(上下水道『上水道及び工業用水道』)	48								◎																◎			◎			
		水産『水産土木』・総合技術監理(水産『水産土木』)	49	◎				◎									◎																
		森林『林業・林産』・総合技術監理(森林『林業・林産』)	50																							◎							
		森林『森林土木』・総合技術監理(森林『森林土木』)	51	◎				◎																		◎							
		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	52									◎																					
		衛生工学『水質管理』・総合技術監理(衛生工学『水質管理』)	53									◎																		◎			
		衛生工学『廃棄物・資源循環』・総合技術監理(衛生工学『廃棄物管理・資源循環』)	54									◎																		◎	◎		
電気工事士法 『電気工事士試験』	免状	第一種電気工事士	55							○																							
第二種電気工事士【実務3年】		56								○																							
電気事業法 『電気主任技術者国家試験等』	免状	電気主任技術者(第1種～第3種)	58								○																						
【実務5年】																																	
電気通信事業法 『電気通信主任技術者試験』	資格者証	電気通信主任技術者【実務5年】	59																					○									
工事担任者<注意事項13>【実務3年】		35																						○									
水道法 『給水装置工事主任技術者試験』	免状	給水装置工事主任技術者	65								○																						
【実務1年】																																	

資格区分およびコード番号（確認書類）				建設業の種類																													
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
消防法 『消防設備士試験』	免 状	甲種消防設備士	68																													○	
		乙種消防設備士	69																													○	
職業能力開発促進法 『技能検定』 等級区分２級 ↓ 【実務３年】	合格証書	建築大工	71			○																											
		型枠施工	64			○		○																									
		左官	72					○																									
		とび・とび工	57						○																								○
		コンクリート圧送施工	73						○																								
		ウェルポイント施工	66						○																								
		冷凍空調和機器施工・空調和設備配管	74								○																						
		給排水衛生設備配管	75									○																					
		配管(選択科目『建築配管作業』)・配管工	76									○																					
		建築板金(選択科目『ダクト板金作業』)	70						○		○								○														
		タイル張り・タイル張り工	77									○																					
		築炉・築炉工・れんが積み	78									○																					
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工	79						○			○																					
		石工・石材施工・石積み	80						○																								
		鉄工(選択科目『製缶作業』又は『構造物鉄工作業』)・製罐	81											○																			
		鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目『鉄筋施工図作成作業』及び『鉄筋組立て作業』)	82												○																		
		工場板金	83																	○													
		板金(選択科目『建築板金作業』)・建築板金(選択科目『内外装板金作業』)・板金工(選択科目『建築板金作業』)	84							○										○													
		板金・板金工・打出し板金	85																	○													
		かわらぶき・スレート施工	86							○																							
		ガラス施工	87																		○												
		塗装・木工塗装・木工塗装工	88																			○											
		建築塗装・建築塗装工	89																			○											
		金属塗装・金属塗装工	90																			○											
		噴霧塗装	91																			○											
		路面標示施工	67																			○											
		畳製作・畳工	92																					○									

資格区分およびコード番号（確認書類）				建設業の種類																														
				土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法 『技能検定』 等級区分2級 ↓ 【実務3年】	合格証書	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工	93																			○												
		熱絶縁施工	94																					○										
		建具製作・建具工・木工(選択科目『建具製作作業』)・カーテンウォール施工・サッシ施工	95																										○					
		造園	96																							○								
		防水施工	97																		○													
		さく井	98																											○				
民間資格	合格証明書	地すべり防止工事【実務1年】	61				○																					○						
		基礎ぐい工事	40				○																											
		建築設備士【実務1年】	62							○	○																							
		計装（一級のみ）【実務1年】	63							○	○																							
		解体工事	60																															○
基幹技能者	講習修了証	<注意事項14>	36			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○		○		
その他			99																															

【注意事項】

- 「土・建・電・管・鋼・舗・園」は指定建設業につき、特定建設業の営業所技術者等は原則として◎の者が必要です。
- 資格区分の欄に【実務○年】と記載されている資格は、**免状等交付後**に該当工事に関し当該年数以上の実務経験が必要です。
- 職業能力開発促進法による技能検定の**2級**に合格した者については、**免状等交付後**に該当工事に関し**実務経験が3年以上必要**です。
(平成16年3月31日以前に2級に合格した者については、免状等交付後に該当工事に関し実務経験が1年以上。)
- 技術士について選択科目がある場合は、登録証の他に選択科目が記載されている「合格証明書」の添付が必要です。
- 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- 職業能力開発促進法による技能検定「路面標示施工」については、単一等級であり、「1級」として取り扱います。
- 「その他」コード99は、平成11年5月26日付建設省経建発第137号「営業所専任技術者の実務経験要件の緩和について」※に基づく振り替えを適用した場合をいい、ここに挙げた資格以外は認められません。（※専任技術者は令和6年12月12日以前の営業所技術者等の呼称）
- 民間資格（登録解体工事講習を含む）の各種実施機関については、国土交通省ホームページ「建設業に係る登録制度」をご参照ください。
- 電気通信事業法に基づく工事担任者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信および第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者または総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限る。）であつて、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有するものです。よって、申請可能になるのは令和6年度以降になります。
- 講習修了証に「建設業法第26条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められる」という内容の文言が記載されているものに限ります。このとき、「実務経験を有する建設業の種類」として記載されている業種について、営業所技術者等になることができます。

技術者の資格（所定学科）表

法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、ご相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学*（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学 又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学*又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学*又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学*、建築学*、機械工学*、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学*又は機械工学*に関する学科
板金工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科
防水工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学*、機械工学*又は電気工学*に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
造園工事業	土木工学*、建築学*、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学*、鉱山学、機械工学*又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科

※ 以下の表に掲げる検定種目に係る一級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、大学において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その**合格後3年**の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所技術者等要件を満たすこととします。また、表に掲げる検定種目に係る二級の第一次検定又は第二次検定に合格した者は、高等学校において同表に掲げる学科を卒業した者と同様に、その**合格後5年**の実務経験を有することで、一般建設業許可の営業所技術者等要件を満たすこととします。

ただし、**指定建設業**および**電気通信工事業**については適用外となります。

検定種目	指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

(4) 誠実性の要件（法第7条第3号および第15条第1号）

建設業は注文生産であるため、その取引の開始から終了までの期間が長く、通常前払いなどの金銭の授受が慣習化しており、信用を前提として行われるため、この要件が必要です。

項 目	一 般 建 設 業 【法第7条第3号】	特 定 建 設 業 【法第15条第1号】
請負契約に関し、 不正 または不誠実な行為 ^{注1} をするおそれが明らかな者でないこと	【個人の場合】 その者又は一定の使用人 【法人の場合】 法人又はその役員等^{注2}もしくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。）が左に該当すること。	同 左

注1) 「**不正な行為**」とは、請負契約の締結または履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「**不誠実な行為**」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。

注2) 「**役員等**」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者（法人格のある各種の組合等の理事等）または相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいいます。

注3) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等および一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者および一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正または不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとします。

注4) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合または注3のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとします。

(5) 財産的基礎の要件（法第7条第4号および第15条第3号）

建設工事を行おうとすれば、資材の購入や労働者の確保等、その着工に際してかなりの資金が必要となります。したがって、その営業に当たってはある程度の資金を有することが必要です。

項 目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業 ^{注3}
請負契約を履行するに足りる 財産的基礎 を有すること	【法第7条第4号】 次の いずれか に該当すること ① 自己資本 ^{注1} の額が500万円以上あること ② 500万円以上の資金調達能力 ^{注2} があること ③ 直前5年間許可を受けて継続して営業した実績のあること	【法第15条第3号】 次の すべて に該当すること ① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ② 流動比率が75%以上であること ③ 資本金の額が2,000万円以上あること ④ 自己資本の額が4,000万円以上あること

注1) 「自己資本」とは、貸借対照表の（純資産合計）の額をいいます。

注2) 「資金調達能力」については、取引金融機関発行の**500万円以上の預金残高証明書（申請書の受付時点において、残高日より4週間以内のもの（※残高日を含む）を有効とします。）**で確認します。

注3) 「特定建設業の財産的基礎」については、申請時（更新時を含む）の直前決算の貸借対照表において、下記のすべての事項に該当していることが必要です。

【法人の場合】

①欠損比率	「欠損の額」が資本金の20%を超えていないこと 貸借対照表のマイナスの繰越利益剰余金が、資本剰余金、利益準備金、その他利益剰余金（繰越利益剰余金を除く）の合計額を上回る額
②流動比率	$(\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計}) \times 100 \geq 75\%$
③資本金額	資本金額 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

【個人の場合】

①欠損比率	「欠損の額」が資本金の20%を超えていないこと 事業主損失が、事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金を加えた額を上回る額
②流動比率	$(\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計}) \times 100 \geq 75\%$
③資本金額	期首資本金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純資産合計 $\geq 4,000$ 万円

③資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって、（商業登記簿謄本で確認）基準を満たした場合は、基準を満たすものとして取り扱います。

ただし、この場合においても、④の自己資本は、直前決算時点で基準を満たすことが必要です。

※特定建設業者が更新の申請時点において、「特定建設業者の財産的基礎の要件」を満たさない場合は、改めて、一般建設業の新規申請（業種追加を含む）が必要です。

財産的基礎の確認資料

(1) 一般建設業の場合

① 財務諸表※¹において純資産合計の額が 500 万円以上ある場合

⇒ 確定申告書の控え（税務署受付印押印のもの）※²の写し

② 上記①以外の場合

⇒ 金融機関が発行する 500 万円以上の預金残高証明書

（申請時において残高日から 4 週間以内のもの（※残高日を含む））

（複数の金融機関の残高証明書を合算する場合は、残高日の日付を統一すること）

(2) 特定建設業の場合

確定申告書の控え（税務署受付印押印のもの）※²の写し

⇒ 決算書のうち、貸借対照表

※ 1）基準を満たしているかどうかの判断は、原則として、

既存の企業の場合…申請時の直前の決算期における財務諸表

新規設立（第一期確定申告申請前）の企業の場合…創業時における財務諸表（開始貸借対照表）

により、それぞれ行います。

この場合でも、申請書には所定の様式第 15～17 号の 2（法人）、第 18・19 号（個人）を添付してください。）

(6) 欠格要件等（法第8条および第17条）

許可を受けようとする者が次のいずれかに該当するときは許可を受けることができません。（欠格要件）

項 目	一 般 建 設 業	特 定 建 設 業
欠 格 要 件 等	【法第8条および第17条】 次のいずれかに該当するものは、許可が受けられません。 1 許可申請書または添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けているとき。 2 法人にあっては法人・その法人の役員等※、個人にあってはその本人・支配人、その他支店長・営業所長等が次の要件に該当しているとき。 ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ②不正の手段により許可を受けたこと等により、その許可を取り消されてから5年を経過しない者 ③許可の取り消しを逃れるために廃業の届出をしてから5年を経過しない者 ④法第28条第3項または第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止期間が経過しない者 ⑤法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止期間が経過しない者 ⑥拘禁刑以上の刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑦建設業法、建築基準法、労働基準法等の建設工事の施工もしくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち政令で定めるもの、もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、または刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪もしくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金刑に処され、その刑の執行を終わり、またはその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下、「暴力団員等」という） ⑨暴力団員等がその事業活動を支配する者 ⑩心身の故障により建設業を適正に営むことができない者※	

※）なお、「役員等」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、もしくはこれらに準ずる者、または相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役もしくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者をいう。

※）心身の故障により建設業を適正に営むことができない者の判断について、成年被後見人または被保佐人に該当しない者は当該欠格要件に該当しないこととし、成年被後見人または被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮したうえで、建設業を適正に営むために必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことが認められる場合については、当該欠格事由に該当しないこととする。

5. 許可を受けるための手続き

(1) 申請用紙の入手方法

許可申請等に関する用紙は、「建設業法のあらましと建設業許可申請マニュアル」および「滋賀県ホームページ」に掲載しておりますので、コピーまたは印刷してご利用ください。

・滋賀県ホームページからのダウンロード

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kensetsu/303050.html>

ホーム > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 建設業 > 許認可・申請・届出 > 建設業許可申請書

(2) 申請書の作成（※鉛筆、消せるボールペンなど修正可能な筆記具は使用不可）

許可申請書および添付書類の作成に当たっては、後の「IV 許可申請書の記入例」（記載要領）を参考のうえ、正確に行ってください。

許可申請書等の重要な事項について、虚偽の記載があり、または重要な事実の記載が欠けているときは、故意・過失を問わずに許可を拒否する事由となります。

また、許可の後にこのような事実が判明したときは、許可を取り消すことにもなりますので十分に注意してください。

なお、申請書の提出時または提出後に記載内容に誤記、脱落のあることが判明したとき、あるいは訂正、補充を求められたときは、できる限りすみやかに対応してください。

申請内容などについては、監理課までお問い合わせください。

行政書士による代理申請の場合は、委任状を添付し、申請書に職印を押印してください。また申請書副本および許可通知書の代理受領を希望する場合は、副本の表紙に委任状（写）を添付してください。

(3) 申請書類の提出

イ. 提出場所

滋賀県大津市京町四丁目1番1号（滋賀県庁新館5階）

土木交通部監理課建設係

電話 077-528-4114（直通）

ロ. 受付日時（※必ず、次頁「ホ. 許可申請の事前予約制について」を確認してください。）

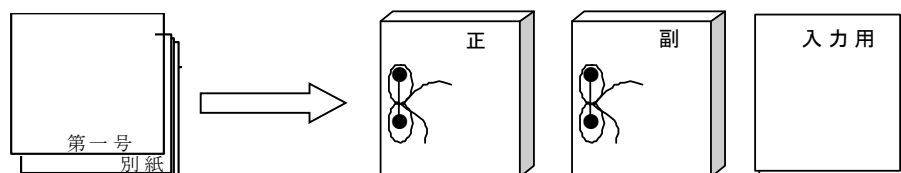
受付日 月・水・金曜日（休日・閉庁日等は除く）

時 間 （午前）9：00～12：00 （午後）1：00～4：00

ハ. 提出部数

滋賀県知事許可 正本1通、副本1通、コンピューター入力用紙（様式1号、別紙二(1)、7号、8号）1通（写可）

※提出書類作成イメージ（滋賀県知事許可）



「入力用」とは、様式の右上に

コンピューター入力様式
(3枚作成)

と記載のあるものです。

ニ. 更新許可申請の提出期限

許可を受けた建設業を引き続き営業しようとする場合は、5年間の有効期間満了の日の**30日前**までに許可の更新の申請をしなければなりません。（P.12「許可の有効期間」参照）

なお、更新の申請は、滋賀県知事許可の場合は有効期間満了の日の**3か月前**から受け付けています。

ホ. 許可申請の事前予約制について【重要】

予約方法等については下表のとおりです。

予約対象	建設業許可に係る下記の申請（※予約が必要となります） ①新規（法人成、承継を含む） ②許可換え新規 ③般特新規 ④業種追加 ⑤上記を含む組み合わせ（業種追加＋更新など） ⑥上記に係る事前のご相談や予備審査（事前の書類チェック）
予約方法	申請の前日までに、電話により予約を行ってください（※1 か月前から可能）。 予約専用ダイヤル：077-527-5678 ※月、水、金曜日（土日祝、閉庁時除く）のうち下記の時間割から申請1件につき、①～④のうち1コマを選択していただきます。 【①9：00～、②10：30～、③13：00～、④14：30～】 ※代理申請の場合で、複数の案件をお持ちの場合につきましても、申請1件につき、1コマの予約を必要とします（最大5件まで）。
予約受付時間	9時00分～12時00分、13時00分～17時00分（土日祝、閉庁時除く）
伝達事項	予約時に、以下の事項を伝えてください。 ①申請希望日時 ②担当者名（再審査の場合のみ） ③申請区分等 ④許可番号（新規以外の場合） ⑤商号、名称 ⑥予約者名 ⑦連絡先

※当日、審査開始時間にご来庁いただけない場合は、キャンセルとして取り扱わせていただきますので、ご了承ください。

また、ご希望の日時にご予約いただけない場合がありますので、残高証明書等の有効期限のある書類を取得される際は、ご注意ください。

(4) 申請の手数料

手数料は、一般建設業許可および特定建設業許可それぞれに、次の表により納付してください。

申請行政庁	申請区分	申請手数料等
滋賀県知事	新しく許可を受けようとする場合 （新規、許可換え新規、般特新規）	申請手数料 9万円
	業種追加または更新	申請手数料 5万円

なお、申請区分の組み合わせにより加算されます（例を参考にしてください）。

（例）一般（または特定）建設業許可更新	5万円
一般建設業許可更新 ＋ 特定建設業許可更新	10万円
一般（または特定）建設業許可更新 ＋ 一般（または特定）建設業許可業種追加	10万円
一般建設業許可更新 ＋ 特定建設業許可業種新規（般特新規）	14万円

手数料の納付方法は滋賀県収入証紙の他、クレジットカード、コード決済、電子マネー等のキャッシュレス決済をご利用いただけます。滋賀県収入証紙については監理課窓口にて販売しておりませんのであらかじめご購入いただくか、ご申請時の職員の案内に従ってご購入ください。キャッシュレス決済については監理課窓口にて直接ご利用いただけます。（県収入証紙は、申請書の受付時点で消印させて頂くため、事前に消印しないでください。）

(5) 受 理

受付窓口において申請書が許可の基準を満たしているか、記入漏れはないか、内容が適切か、内容を裏付ける資料がそろっているか等を確認します。

その際に申請内容について、担当者が質問をする場合がありますので内容を十分に理解されている

方が来庁してください。

(6) 審 査

受理した申請書の内容が正しいか、経營業務の管理責任者・営業所技術者等が他の許可業者と重複していないか等の審査を行います。

(7) 許 可

審査が終了すると許可になります。

通常、申請書受理後おおむね 30 日の審査期間を要します。

ただし、受理された場合であっても、内容に疑義、不備がある場合はそれ以上の期間を要します。日数には余裕をみて提出するとともに、不足書類があった場合はできる限り速やかに提出してください。

(8) 許可通知書の送付

- ・許可通知書は簡易書留により原則として主たる営業所宛に郵送します。(副本も同時に郵送します。)
- ・申請代理人宛等へ送付希望の場合は、委任状(写)が必要です。(副本の表紙に添付してください。)
- ・許可通知書の再発行はしませんので大切に保管してください。紛失等の際は、建設業許可証明書を受けてください。申請書の記載については、P. 56 の留意事項をご覧ください。

なお、許可証明書の発行手数料は 1 通につき 560 円です。手数料は、滋賀県収入証紙か窓口でキャッシュレス納付のいずれかでお支払いください。

※ 許可の拒否

許可の要件を満たさないこと、欠格要件に該当することが判明した場合や、許可申請書等の重要な事項について、虚偽の記載がありまたは重要な事実の記載が欠けているときは、故意・過失を問わずに許可を拒否します。この場合、**申請手数料の還付や申請書の返却はできません。**

※ 許可申請の取下げ

許可の申請をした者が、都合によりその申請の取下げをしようとする場合は、「許可申請の取下げ願」(P. 169 参照)を提出してください。受理されますと申請書類をお返ししますが、**申請手数料は還付できません。**

(9) そ の 他

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業務として行うことは、法律で禁じられています。

滋賀県行政書士会の連絡先 〒520-0056 大津市末広町 2-1 滋賀県行政書士会館
Tel 077-525-0360

建設業許可更新および業種追加については、郵送での受付を可としています。

【郵送に当たっての主な注意事項】(令和 5 年 1 月から業種追加も郵送での提出が可能となりました)

(1) 郵送での受付は許可満了日の 3 か月前から 1 か月前までのものに限りです。

(2) 送付する前に監理課建設係(077-528-4114)までご連絡をお願いします。

(3) 必ず書留郵便やレターパック等で送付してください。送料は申請者の負担となります。郵便事故に関し、県は責任を負いかねますのでご了承ください。なお、返信用封筒は不要です。ただし、更新申請または業種追加の申請と同時に変更届を提出される場合、変更届の提出に関しては、返信用封筒を同封いただく必要があります。

(4) 必ず許可申請書「様式第 1 号別紙三」に必要な分の滋賀県収入証紙を貼付してください。国の収入印紙ではございませんのでご注意ください。なお、割印はしないでください。

(5) ご提出を急がれる等の場合は、窓口にお越しください。(業種追加の場合は、事前のご予約が必要)

(6) 様式の相違や不備の内容によっては受付不能で返却することもありますのでご了承ください。

送付先：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 滋賀県 土木交通部 監理課 建設業係

●必要な許可申請書類一覧表

・○印の様式が必要となります。△印は既提出のものから変更がない場合は省略できます。

・記載例、解説を御確認のうえ申請してください。

様式番号	申請書様式	申請の区分									様式	記載例	記載要領
		1	2	3	4	5	6	7	8	9			
		新規	許可 換え	般特 新規	業種 追加	更新	3+4	3+5	4+5	3+4 +5			
第1号	建設業許可申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	109	61	62
別紙一	【法人】役員等の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	110	64	64
別紙二(1)	営業所一覧表（新規許可等）	○	○	○	○	—	○	○	○	○	111	65	66
別紙二(2)	営業所一覧表（更新・変更）	—	—	—	—	○	—	○	○	○	112	67	67
別紙三 等	収入証紙貼付け欄または電子決済用レシート貼付け欄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	113 114	—	—
別紙四	営業所技術者等一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	115	68	69
第2号	工事経歴書	○	△	○	○	—	○	○	○	○	116	70	72
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	△	○	○	—	○	○	○	○	117	73	73
第4号	使用人数	○	△	○	○	△	○	○	○	○	118	74	74
第6号	誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	119	75	75
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	120	76	77
別紙	常勤役員等略歴書※経營業務の管理責任者の方のみ作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	121	78	78
第7号の2	常勤役員等及び補佐する者証明書	令和2年10月1日より新たにできた要件ロ①, ②で申請される方のみ作成ください。通常の要件で申請される方は上記第7号+別紙を作成ください。									172	79	80
別紙	常勤役員等略歴書										176	78	78
経營業務 管理の要件 確認資料	【共通】工事請負契約書等(写し)または発注者証明書(原本) 等	申請内容により必要となります。 必ず解説ページ(P.18～19)をご覧ください。 (更新・業種追加・般特新規の場合は不要)									—	—	—
	【法人】商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)										—	—	—
	【個人】確定申告書(写し)または所得証明書(原本)										—	—	—
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	122	82	83
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更など)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	123	84	85
添付書類	合格証明書・免許証等(該当する場合のみ)(写し)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	—	—
第9号	実務経験証明書(該当する場合のみ)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	124	88	88
添付書類	卒業証明書等(該当する場合のみ)(写し)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	—	—	—
添付書類	実務経験証明書の確認資料 工事請負契約書等(写し)または発注者証明書(原本)	申請の内容によって必要となります。 必ず解説ページ(P.20～21)をご覧ください。 (更新の場合は不要)											
第10号	指導監督の実務経験証明書(特定許可のみ)(該当する場合のみ)	○	○	○	○	—	○	○	○	○	125	89	89
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	126	90	90
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査 ^{注1}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	127	91	91
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	128	92	92

注1) 法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等について作成。経營業務管理責任者は除く。

次頁へ

様式番号	申請書様式	申請の区分									様式	記載例	記載要領
		1	2	3	4	5	6	7	8	9			
		新規	許可 換え	般特 新規	業種 追加	更新	3+4	3+5	4+5	3+4 +5			
第14号	【法人】株主(出資者)調書	○	○	－	－	△	－	△	△	△	129	93	93
第15号	【法人】貸借対照表	○	○	－	－	－	－	－	－	－	130	－	134
第16号	【法人】損益計算書・完成工事原価報告書	○	○	－	－	－	－	－	－	－	135	－	137
第17号	【法人】株主資本等変動計算書	○	○	－	－	－	－	－	－	－	139	－	140
第17号の2	【法人】注記表	○	○	－	－	－	－	－	－	－	142	－	145
第17号の3	【法人】附属明細表	注2	注2	－	－	－	－	－	－	－	148	－	151
第18号	【個人】貸借対照表	○	○	－	－	－	－	－	－	－	153	－	155
第19号	【個人】損益計算書	○	○	－	－	－	－	－	－	－	156	－	158
添付書類	【法人】定款(写し)	○	○	－	－	△	－	△	△	△	－	－	－
	【法人】商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)(3か月以内交付のもの)	○	○	△	△	△	△	△	△	△	－	－	－
第20号	営業の沿革	○	○	○	△	○	○	○	○	○	159	94	94
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	△	△	△	△	△	△	△	160	95	95
添付書類	事業税納税証明書(税目記載のあるもの。原本、3か月以内発行のもの)※新規設立法人の場合は、法人設立届出書、新規開業した個人事業主の場合は、個人事業の開業届出書(税務署収受日付印のあるものの写し。)※注3※注4	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
添付書類	健康保険等の加入状況の確認資料	全ての申請において必要です。 必ず解説ページ(P.37)にて必要書類をご確認のうえ添付してください。									－	－	－
第20号の3	主要取引金融機関	○	○	△	△	△	△	△	△	△	161	96	96
写真	営業所の写真(内観、外観)	○	○	－	－	－	－	－	－	－	162	－	－
添付書類	経營業務の管理責任者・常勤役員等を直接補佐する者・営業所技術者等の常勤確認書類	全ての申請において必要です。 必ず解説ページ(P.36)にて必要書類をご確認のうえ添付してください。									－	－	－
	既に受けている建設業許可の通知書(写し)	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	従前の許可行政庁に提出した決算変更届(直前3年)の副本(写し)	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	※全ての申請において必要です。 [個人]個人事業主および建設業法施行令第3条に定める使用人(支配人等)について [法人]役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人(営業所長等)について 下記の(1)、(2)両方の書類を添付 (1)「登記されていないことの証明書」(法務局および地方法務局が発行するもの) ※成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(原本、3か月以内発行のもの) ※滋賀県内では大津地方法務局のみ取り扱っています。申請手続きの詳細は法務局HPをご覧ください。 (2)「身分証明書(身元証明書)」(本籍地の市町村が発行するもの) ※禁治産または準禁治産の宣告の通知を受けておらず、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(原本、3か月以内発行のもの)※外国籍の方は、(2)については不要です。 (注)成年被後見人または被保佐人に該当する場合は、契約の締結およびその履行に当たり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。(詳細は監理課にご相談ください)									－	－	－	
	財産的基礎の要件の確認資料	(P.28～29を参照してください。)									－	－	－
	その他の添付書類	必要に応じて提出いただく場合があります。									－	－	－

注2) 様式第17号の3については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって代えることができます。
①資本金の額が1億円超であるもの②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

注3) 個人事業税の納税証明書については、納税証明書請求時期がその年度の課税および納付が完了している場合は「請求年度の証明書」とし、それ以外はすべて請求の前年度の証明書とします。

注3) 令和7年1月以降に申告された分については収受受付印不要。電子申告の場合は申告時期に関わらずメール詳細等不要です。

●申請書を提出する前にご確認ください

- 1 証紙への消印は、申請時の書類審査が終了した後に行ってください。事前には消印しないでください。
- 2 確定申告書や合格証明書等の原本は必ず申請窓口を持参してください。
- 3 証明書は、申請時点において3か月以内に発行されたものに限りです。(※残高証明書は4週間以内)

要件者の常勤（専任）確認資料

【経營業務の管理責任者と直接に補佐する者／営業所技術者等／令3条の使用人】

建設業許可の申請・変更届に際して、経營業務の管理責任者や常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、令3条の使用人の常勤を確認するための資料を提出・提示していただきます。

更新や業種追加などの申請で、経營業務の管理責任者等が直前の申請と変わらない場合でも、その方に関する資料をその都度提出・提示していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

要件	該当者		確認書類の組合せ (○…写し提出 ◎…原本提出)								
			国	社	申	所	雇	票	徴	簿	留意事項
経營業務 管理責任者	個人事業主 (アマタイ)	ア	○	—	○	—	—	—	—	—	
		イ	○	—	—	◎	—	—	—	—	
	支配人 (アマタイ)	ア	○	—	—	—	○	—	—	—	「支配人登記」(原本)も提出
		イ	—	○	—	—	○	—	—	—	
	法人の役員 (ア～オのいずれ か)	ア	—	○	○	—	—	—	—	—	新任役員などの場合のみ
		イ	—	○	—	—	—	—	—	—	
		ウ	○	◎	○	—	—	—	—	—	国保組合に加入などの場合のみ
		エ	○	—	○	◎	—	○	—	○	・社会保険適用除外等の場合のみ
		オ	○	—	○	—	—	—	○	○	・「所」「票」は年を一致させる
営業所技術者 等	個人事業主	—	(経營業務管理責任者と同じ)								
	支配人	—									
	法人の役員	—									
	従業員等 (ア～ウのいずれ か)	ア	—	○	—	—	○	—	—	—	「所」「票」は年を一致させる
		イ	○	—	—	◎	○	○	—	○	
ウ		○	—	—	—	○	—	○	○		
常勤役員等を直接に補佐する者		法人の役員の場合は経營業務の管理責任者と同じ 法人の従業員の場合営業所技術者と同じ									

※行政庁の判断により、上記以外の書類を求める場合があります。なお、「個人事業主と同居の親族」や「出向者」など、上表に記載がない場合の常勤・専任の確認資料については、監理課にお問い合わせください。

※表中の略語について (いずれも、直近のもの・有効期間内のものをご用意ください。)

「国」	「国民健康保険」の加入が確認できるもので、常勤確認が必要な方の氏名が記載されている「マイナポータル健康保険証の資格情報」(PDF出力したもの)、「資格確認のお知らせ」の写し、「資格確認書」の写し(マイナナンバーカードの健康保険利用登録をしていない場合)のうちいずれか。 ※75歳以上は、「後期高齢者医療保険」で、上述した「国民健康保険」と同じ取り扱いです。
「社」	「社会保険」の加入がわかるもので、常勤確認が必要な方の氏名が記載されている「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写し、「健康保険組合からの資格証明書(原本・発行から3か月以内)」のうちいずれか。 ※「社」について、マイナポータル健康保険証の資格情報や資格確認書等は、事業所名の記載がないため認めておりませんので、ご注意ください。
「申」	「確定申告書の控え」の写し (1)個人の場合は「第一表」(2)法人の場合は、別表一(一) + 役員報酬手当等および人件費内訳書⑩ ※書面で令和6年12月以前に申告したものについては収受受付印のあるものを添付してください。なお、電子申告の場合においては申告時期を問わずメール詳細や受信通知は不要とします。
「所」	「所得証明書(課税証明書)」(市町村で発行)
「雇」	「雇用保険」…被保険者が特定できるもの ※平成29年1月1日以降、雇用保険の適用拡大により65歳以上の常勤の従業員も雇用保険の加入対象者になりました。⇒【確認書類】「事業所別被保険者台帳」(3か月以内のもの)や「被保険者証」など
「票」	「源泉徴収票」(所得証明書と年が一致したもの)
「徴」	「住民税特別徴収税額通知書」(特別徴収義務者用および納税義務者用)※年が一致したもの。
「簿」	「源泉徴収簿」(直近3か月分の給与の支払いが確認できるもの)

「健康保険等の加入状況」の確認書類について（「様式第7号の3」関係）

※令和2年10月1日以降の許可申請受付分（新規・業種追加・更新等）より、申請される事業

所で、適切な社会保険・雇用保険への加入が許可要件となりましたのでご注意ください。

1. 社会保険（健康保険、厚生年金保険）

次の事業所は、社会保険の加入が法律で義務付けられています。

詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

- ・法人事業所（すべて）
- ・個人事業所（常時従業員を5名以上雇用している）

【確認書類】事業所整理番号がわかるもの

（例）

- ①「保険料納入告知額・領収済額通知書」
- ②「健康保険・厚生年金保険被保険者 標準報酬決定通知書」 など

※）いずれも直近の書類（写し）

2. 雇用保険

1 週間の所定労働時間が20 時間以上であり、かつ31 日以上の雇用見込みがあれば必ず加入しなければなりません（法人の役員や個人事業主と同居の親族などは除く）。原則として労働者（パート・アルバイトを含む）を一人でも雇っていれば、適用事業所となります。

詳しくは、お近くの労働基準監督署またはハローワークへお問い合わせください。

【確認書類】労働保険番号または事業所番号がわかるもの

（例）

- ①「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え（受付印があるもの）
- ②「領収済通知書」（労働保険料納入に係るもの）
- ③「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）」
- ④「事業所別被保険者台帳照会」（3 か月以内のもの） など

※）いずれも直近の書類（写し）

※）「労災保険」に係る事項のみ記載されている場合は確認書類として認められませんので、ご注意ください。

※健康保険証や国民健康保険証の写しを添付される場合、プライバシー保護の観点から「保険番号および被保険者記号・番号」にマスキング（黒塗り等）を施したものを提出してください。

申請区分ごとの注意点について

■許可換え新規（申請区分「2」）

- ・許可換え新規の申請が必要な場合は下記のとおりです。

①A知事許可から 大臣許可へ	（例）滋賀県知事許可を受けている業者が、他都道府県内に建設業を営む従たる営業所を新設した場合。⇒滋賀県知事許可から大臣許可へ
②大臣許可から A知事許可	（例）大臣許可を受けている業者が営業所を廃止し、建設業を営む営業所が滋賀県内のみになった場合。⇒大臣許可から滋賀県知事許可へ
③A知事許可から B知事許可	（例）滋賀県知事許可を受けている業者が、他都道府県内に主たる営業所の所在地を移転した場合。⇒滋賀県知事許可から他都道府県知事許可へ

- ・営業所の移転、廃止など、許可換え新規申請が必要な事実が発生してから申請してください。
- ・申請時に既に受けている建設業許可の申請書（副本）をご持参ください。
- ・申請時に既に受けている建設業許可の通知書（写）を添付してください。
- ・従前の許可行政庁へ提出した決算変更届（直近3年分）の副本（写）を提出してください。
- ・許可換え新規の申請前に、変更届出事項がある場合は、従前の許可行政庁に変更届を提出しておいてください。
- ・許可換え新規の許可が出た時点で、従前の許可は効力を失います。

■般特新規（申請区分「3」）

- ・一般建設業のみの許可を受けている者が、新たに特定建設業許可を申請することをいいます（特定建設業のみの許可を受けている者が、新たに一般建設業許可を申請する場合も）。
- ・一般建設業のみの許可を受けている者が、新たに特定建設業許可を申請する場合、直前決算の貸借対照表において、「特定建設業者の財産的基礎の要件」を満たしている必要があります（P.28 参照）。
- ・特定建設業のみの許可を受けている者が、新たに一般建設業許可を申請する場合については、次の点に注意が必要です。

注）特定建設業の許可を受けている者が、法29条に該当（経營業務管理責任者、営業所技術者等を欠いた場合）することにより、特定建設業許可を継続できなくなった場合については、その時点で廃業届の提出が必要となります。

この場合に、許可を受けているすべての建設業について継続できなくなった場合については、「般特新規」ではなく、新たに「新規」として、一般建設業許可を申請することになります。

- ・有効期間の調整（一本化）をする場合、申請区分は「般特新規＋更新（申請区分「7」）」となり、既に受けている建設業許可を同時に更新することになります（手数料についてはP.32 参照）。

■業種追加（申請区分「4」）

- ・一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業許可を申請する場合、または、特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請することをいいます。
- ・一般建設業の業種追加をする者が、許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績が無い場合は、改めて残高証明書等により財産的基礎の要件を確認する必要があります。
- ・特定建設業の業種追加をする場合は、直前決算の貸借対照表において、「特定建設業者の財産的基礎の要件」を満たしている必要があります（P.28 参照）。
- ・有効期間の調整（一本化）をする場合、申請区分は「業種追加＋更新（申請区分「8」）」となり、既に受けている建設業許可を同時に更新することになります（手数料についてはP.32 参照）。

Ⅲ. 許可を受けた後の留意事項

1. 許可を受けた後の留意事項について

(1) 許可の有効期間

建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の対応する日の前日を持って満了することとされています。

引き続き建設業を営もうとする場合には、有効期間が満了する30日前までに、許可の更新の手続きをとらなければなりません。

(2) 変更届の提出

建設業許可申請時の事項に変更があった場合は、変更届を提出しなければなりません。届出がされていない場合は、許可の更新ができないことがあります。

提出を要する事項については、P.49～51を参照してください。

(3) 経営事項審査

公共工事の入札に参加しようとする建設業者は申請に基づき、その経営に関する客観的事項について、その許可を受けた国土交通大臣または都道府県知事の審査を受けなければなりません。

(法第27条の23)

(4) その他

① 標識の掲示（法第40条）

建設業の許可を受けた者は、その店舗および工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。（P.179参照）

※建設業の許可を受けた業者が掲げなければならない標識の作成について、県が特定の業者を指定することはありません。

② 帳簿の備付け（法第40条の3）

建設業の許可を受けた者は、国土交通省令で定める事項について記載した帳簿を、その営業所ごとに備え付け、請け負った建設工事ごとに、当該建設工事の目的物の引渡しの日から5年間（紛争の解決の円滑化に資する書類は10年間）保存しなければなりません。

③ 電気工事業の許可を受けた場合

電気工事業の許可を受けた建設業者は、電気工事業を開始したとき、電気工事業の業務の適正化に関する法律（以下、電気工事業法という。）第34条第4項による届出、または同法第34条第5項による通知を滋賀県知事あてにしなければなりません。

業務の開始の届出（通知）をしなかった場合、または虚偽の届出（通知）をした者は、電気工事業法第40条により2万円以下の罰金が処せられます。

また、建設業（電気工事業）の許可の更新を行った場合も、その変更内容（許可番号、許可年月日等含む。）についての届出（通知）が必要となります。

※届出（通知）の受付窓口

電気工事業法に基づく手続きの受付窓口は、下記のところになります。

滋賀県防災危機管理局 消防・保安係

TEL:077-528-3431 FAX:077-528-6037

2. 建設業法に基づく適正な工事の施工について

(1) 建設工事を受注するとき

①建設工事の請負契約

建設工事の請負契約の当事者は、各々**対等な立場**における合意に基づいて**公正な契約**を締結し、**信義**に従って**誠実**にこれを履行しなければなりません。（法第 18 条）

また、契約の締結に際して、次に掲げる事項を**書面**に記載し、署名または記名押印をして相互に交付することが必要です。（法第 19 条）

- ・ 工事内容
- ・ 請負代金の額
- ・ 工事着手の時期および工事完成の時期
- ・ 工事を施工しない日または時間帯の定めをするときは、その内容。
- ・ 請負代金の全部または一部の前金払または出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期および方法
- ・ 当事者の一方から設計変更または工事着手の延期もしくは工事の全部または一部中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更または損害の負担およびそれらの額の算定方法
- ・ 天災その他不可抗力による工期の変更または損害の負担およびその額の算定方法
- ・ 価格等（物価統制令第 2 条に規定する価格等）の変動もしくは変更に基づく請負代金の額または工事内容の変更
- ・ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担
- ・ 注文者による資材提供または機械貸与の場合におけるその内容および方法
- ・ 注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期および方法ならびに引渡しの時期
- ・ 工事完成後における請負代金の支払時期および方法
- ・ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときはその内容
- ・ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金
- ・ 契約に関する紛争の解決方法
- ・ その他国土交通省令で定める事項

②注文者の義務

ア 不当に低い請負代金の禁止（法第 19 条の 3）

注文者は、**自己の取引上の地位を不当に利用して**、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる**原価に満たない金額**を請負代金とする請負契約を締結してはいけません。

イ 不当な使用資材等の購入強制の禁止（法第 19 条の 4）

注文者は、**請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して**、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具またはこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはいけません。

ウ 著しく短い工期の禁止（法第 19 条の 5）

注文者はその注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して**著しく短い期間を工期とする**請負契約を締結してはならない。

エ 見積期間の設定（法第 20 条）

注文者は、請負契約書に挙げた事項について、できる限り具体的な内容を提示し、建設業者が建設工事の見積をするために、次に掲げる期間を設けなければなりません。

工事 1 件の予定価格	見積期間	備考
500 万円未満	1 日以上	
500 万円以上 5,000 万円未満	10 日以上	やむを得ない事情のあるときは 5 日以内に限り短縮できる。
5,000 万円以上	15 日以上	

(施行令第 6 条)

オ 監督員の選任（法第 19 条の 2）

注文者は、請負契約の履行に関し、工事現場に**監督員**を置く場合には、当該監督員の権限に関する事項および当該監督員の行為についての請負人の注文者に対する意見の申出方法を、**書面により請負人に通知**しなければなりません。

カ 下請負人の変更請求（法第 23 条）

注文者は、請負人に対して、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請負人があるときは、その変更を請求することができます。

ただし、あらかじめ注文者の書面による承諾を得て選定した下請負人については除かれます。

③受注者の義務

ア 建設工事の見積り等（法第 20 条）

建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、**工事種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業およびその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行う**よう努めなければなりません。

また、注文者から請求があったときは、請負契約が成立するまでの間に、見積書を交付しなければなりません。

イ 現場代理人の選任（法第 19 条の 2）

請負人は、請負契約の履行に関し、工事現場に**現場代理人**を置く場合には、当該現場代理人の権限に関する事項および当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申出方法を、**書面により注文者に通知**しなければなりません。

(2) 建設工事を下請負人に出すとき、下請負人になるとき

①一括下請負の禁止

建設業者は、請け負った建設工事を**一括**して他人に請け負わせてはいけません。（法第 22 条）

また、建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を**一括**して請け負ってはいけません。（法第 22 条）

ただし、元請人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は除きます。（共同住宅を新築する工事については、事前承諾の規定は、適用されません。）（法第 22 条）

なお、公共工事については、事前承諾の規定は適用されません。（入札契約適正化法第 14 条）

＜一括下請負とは＞

- 請け負った建設工事の全部またはその主たる部分を**一括**して他の業者に請け負わせる場合。
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を**一括**して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められない場合。

（注：入札契約適正化法…公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

②元請負人の義務

ア 下請負人の意見の聴取（法第 24 条の 2）

元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聞かなければなりません。

イ 下請代金の支払（法第 24 条の 3）

○出来形払または竣工払

元請負人は、注文者から出来形払または竣工払の支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して、下請工事の出来形に対応する下請代金を **1 か月以内**のでできるだけ早い時期に支払わなければなりません。このうち**労務費に相当する部分については現金で支払う**よう適切な配慮をしなければなりません。

○前金払

元請負人は、注文者から前金払の支払を受けたときは、下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

ウ 検査および引渡し（法第 24 条の 4）

元請負人は、下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けた日から **20 日以内**のでできるだけ短い期間内に、その**完成を確認する検査を完了**し、検査後ただちに引渡しを受けなければなりません。

③特定建設業者の義務

ア 下請代金の支払期日（法第 24 条の 6）

特定建設業者は、注文者から支払を受けない場合であっても、下請負人（下請契約における請負人が特定建設業者または資本金額が 4,000 万円以上の法人が下請負人である場合を除く。）が**引渡しの申し出をした日から 50 日以内**のでできるだけ早い時期に、下請負人に対して下請代金を支払わなければなりません。

イ 下請代金の支払方法（法第 24 条の 6）

特定建設業者は、手形で支払う場合であっても支払期日までに一般金融機関で**割引を受けることができる手形**を交付しなければなりません。

特定建設業者が支払期日までに下請代金を支払わない場合は、年利 14.6%の遅延利息を支払わなければなりません。

ウ 下請負人に対する特定建設業者の指導等（法第 24 条の 7）

○ 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その建設工事の下請負人が、下請工事の施工に関し、建設業法、建築基準法、宅地造成等規制法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者派遣法に違反しないよう指導に努めなければなりません。

○ 特定建設業者は、下請負人が上記の法令に違反していると認めたときは、その事実を指摘して、その是正を求めるよう努めなければなりません。

○ 是正を求めても下請負人が違反している事実を是正しないときは、特定建設業者は、その許可をした国土交通大臣もしくは都道府県知事またはその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に通報しなければなりません。

(3) 建設工事を施工するとき

①施工体制台帳および施工体系図の作成

ア 施工体制台帳（法第 24 条の 8）

特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合、その建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が、5,000 万円以上（建築一式工事にあつては 8,000 万円以上）になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、**施工体制台帳を作成**し、工事現場ごとに備え置き、発注者からの請求があつた場合は、その**発注者の閲覧**に供しなければなりません。

ただし、公共工事を受注した建設業者については、下請契約を締結した場合、その契約金額に関わらず施工体制台帳を作成し、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。（入札契約適正化法第 15 条）

イ 再下請負通知（法第 24 条の 8）

アの建設工事の下請負人は、請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、元請である特定建設業者に対して、再下請負人の名称等について通知しなければなりません。

ウ 施工体系図（法第 24 条の 8）

アの建設業者は、その建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した**施工体系図**を作成し、工事現場の見やすい場所（公共工事の場合は、工事関係者および、公衆が見やすい場所）に掲げなければなりません。

②工事現場への技術者の配置

ア 主任技術者（法第 26 条）

建設業者は、建設工事を施工するときは、元請・下請、請負金額にかかわらず工事現場における、工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として**主任技術者**（資格は、許可上の一般建設業の営業所技術者等と同様）を置かなければなりません。

イ 監理技術者（法第 26 条）

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、総額 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は、総額 8,000 万円以上）の下請工事によって建設工事を施工するときは、工事現場に主任技術者に替えて**監理技術者**（資格は、許可上の特定建設業の営業所技術者等と同様）を置かなければなりません。

※在籍出向者、派遣社員については、主任技術者、監理技術者にはなれません。

ウ 専門の技術者の配置（法第 26 条の 2）

土木一式工事または建築一式工事を施工する場合において、当該工事の内容である他の建設工事（軽微なものを除く。）を施工するときは、その工事に関する**専門の技術者**（資格は主任技術者と同様）を置いて自ら施工する場合のほか、**専門工事の許可を受けた建設業者**に請け負わせて施工しなければなりません。

また、許可を受けた建設業に係る建設工事に付帯する他の建設工事（軽微なものを除く。）を施工する場合においても同様です。

エ 主任技術者、監理技術者の現場専任制度（法第 26 条）

公共性のある施設若しくは工作物又は多数のものが利用する施設若しくは工作物に関する工事で、工事 1 件の請負額が、4,500 万円以上（建築一式工事については 9,000 万円以上）となるものは、主任技術者または監理技術者を工事現場ごとに**専任**の者を置かなければなりません。

※令和 7 年 2 月 1 日以降、現場専任に関し、情報通信機器の活用による兼任要件が新たに設けられました。詳しくは P188 をご確認ください。

オ 監理技術者資格者証（法第 26 条）

国、地方公共団体、公共法人等が発注者となる公共工事に関するものに、専任で置かなければならない監理技術者は、**監理技術者資格者証**の交付を受け、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者でなければなりません。また、発注者から請求があったときは、その資格者証を提示しなければなりません。

カ 主任技術者および監理技術者の職務等（法第 26 条の 4）

主任技術者および監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に施工するために、その建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理等その他の技術上の管理や、施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者および監理技術者の指導に従わなければなりません。

建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業 土木工事業 建築工事業 電気工事業			鋼構造物工事業 舗装工事業 造園工事業			管工事業 その他 (左以外の 22 業種)		
許可建設業の制度	許可の種類	特定		一般	特定		一般			
	営業所に必要な技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 指導監督の実務経験者		一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者			
工事現場の技術者制度	元請工事における下請金額合計	5,000 万円 ^{注 1)} 以上	5,000 万円 ^{注 1)} 未満	5,000 万円 ^{注 1)} 以上は契約できない	5,000 万円 ^{注 1)} 以上	5,000 万円 ^{注 1)} 未満	5,000 万円 ^{注 1)} 以上は契約できない			
	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者			
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 指導監督の実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者				
	技術者の専任	請 負 金 額 4,500 万円 ^{注 2)} 以上								
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要なし		必要	必要なし				

注 1) 建築一式工事の場合は 8,000 万円。

注 2) 建築一式工事の場合は 9,000 万円。

注 3) 表中の金額は全て税込み。

(4) 建設業法に違反すると

①指導、助言および勧告（法第 41 条）

- ア 国土交通大臣および都道府県知事は、建設業を営む者に対して、建設工事の適正な施工を確保するために必要な指導、助言および勧告を行うことができます。
- イ 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の下請負人が、その建設工事の施工のために使用している労働者に対して賃金の支払を遅滞した場合に必要なと認められるときは、その特定建設業者に対して、その労働の対価として適正と認められる賃金相当額の立替払その他適切な措置を講ずることを勧告することができます。
- ウ 特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の下請負人が、その建設工事の施工に関し、他人に損害を与えた場合も同様に、その損害につき適正と認められる金額の立替払その他適切な措置を講ずることを勧告することができます。

②指示および営業停止（法第 28 条）

- ア 国土交通大臣または都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の一から九のいずれかに該当する場合、またはこの法律の規定、入札契約適正化法第 15 条第 2 項、第 3 項の規定（施工体制台帳の提出等）もしくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「履行確保法」という。）第 3 条第 6 項、第 4 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第 8 条第 1 項もしくは第 2 項もしくは第 10 条の規定に違反した場合、当該建設業者に対して**必要な指示**をすることができます。特定建設業者が第 41 条第 2 項または第 3 項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とします。
 - 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、または危害を及ぼすおそれ大きいとき。
 - 二 建設業者が請負契約に関し、不誠実な行為をしたとき。
 - 三 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人またはその役員等）または政令で定める使用人（営業所長、支配人など）がその業務に関し、他の法令（入札契約適正化法およびこれに基づく命令を除く。）に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。
 - 四 建設業者が法第 22 条第 1 項もしくは第 2 項または第 26 条の 3 第 8 項の規定（一括下請負の禁止）に違反したとき。
 - 五 建設業者の請け負った工事に配置された主任技術者または監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
 - 六 建設業者が、許可を受けないで建設業を営む者と 500 万円以上（建築一式工事については 1,500 万円以上）（税込）の下請契約を締結したとき。
 - 七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が 5,000 万円以上（建築一式工事については 8,000 万円以上）（税込）の下請契約を締結したとき。
 - 八 建設業者が、営業の停止を命ぜられている者、または営業を禁止されている者と当該営業停止、または営業禁止されている営業の範囲に係る下請契約を締結したとき。
 - 九 履行確保法第 3 条第 1 項、第 5 条または第 7 条第 1 項の規定に違反したとき。
- イ 国土交通大臣または都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が、上記アの一から八のいずれかに該当するとき、もしくは指示に従わないときは、その者に対し、1 年以内の期間を定めて、その**営業の全部または一部の停止**を命じることができます。

③許可の取消（法第 29 条・第 29 条の 2）

ア 国土交通大臣または都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次のいずれかに該当するときは、当該建設業者の**許可を取り消さ**なければなりません。

- ・許可の要件（経營業務の管理責任者、営業所技術者等）を満たさなくなった場合
- ・欠格要件に該当した場合
- ・許可を受けてから 1 年以内に営業を開始せず、または引き続き 1 年以上営業を休止した場合
- ・事業主の死亡、合併による法人の消滅、破産手続開始の決定による法人の解散、合併または破産以外の事由による法人の解散、許可を受けた建設業を廃止した場合（法第 17 条の 2 第 1 項から第 3 項までまたは第 17 条の 3 第 4 項の規定により他の建設業者の地位を承継したことにより法第 9 条第 1 項第 3 号（第 17 条において準用する場合を含む。）に該当する場合を除く。）
- ・不正の手段により許可（更新・認可を含む）を受けた場合
- ・②のアの一から九に該当し、情状特に重い場合、または営業停止の処分に違反した場合

イ 国土交通大臣または都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、または建設業者の所在を確知できないときは、官報または当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申し出がないときは、許可を取り消すことができます。

ウ **不正の手段により許可を受けた場合等で一旦許可が取り消されると、5 年間は新たに許可を受けられません。**（法第 8 条第 2 号、第 17 条準用）

3. 変更届の提出

記載例 P. 97～参照

以下に掲げる事項について変更があった場合、それぞれの区分に応じてその都度、変更届を提出しなければなりません。**提出を怠った場合、法第50条第1項第2号により6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されること、また変更届の提出がなされていない場合は、許可の更新ができないことがありますので必ず提出してください。**

以下に掲げる変更届の添付書類の様式番号は、許可申請書の添付書類と同じです。

提出部数：知事許可の場合……正副各1部

変更届は郵送でも受付しています。

郵送される場合は、宛名を記入し切手を貼付した**返信用封筒を同封**してください。

送付先：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県土木交通部監理課建設業係

※滋賀県の入札参加有資格者が所在地・商号・代表者名等を変更する場合、別途入札参加資格の変更届が必要です。（P181 参照 問合せ先：監理課審査契約係 077-528-4116）

（1）提出期限：決算終了後4か月以内

変更の種類	届出書類・添付書類等
①事業年度終了変更届 （決算変更届）	・ 県様式第1号（決算） ・ 様式第2号 ・ 様式第3号 ・ 財務諸表（法人……様式第15号、16号、17号、17号の2、17号の3 ^{注1} ） （個人……様式第18号、19号） ・ 事業税の納税証明書 ^{注2} 【原本】※ <u>県税に未納のない証明ではありません</u> ・ 事業報告書（株式会社のみ）
	（事業年度内に） ①使用人数に変更があった場合……様式第4号 ②営業所長の異動があった場合……様式第11号 ③定款の変更があった場合……定款の写または議事録の写し ④健康保険等の加入人数に変更があった場合…様式第7号の3

注1）様式第17号の3については、特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

注2）個人事業税の納税証明書については、納税証明書請求時期がその年度の課税および納付が完了している場合は「請求年度の証明書」とし、それ以外はすべて請求の前年度の証明書とします。

(2) 提出期限：事実発生から 30 日以内

変 更 の 種 類	届 出 書 類 ・ 添 付 書 類 等
②商号または名称の変更	・様式第 22 号-2 (第一面) ・[法人のみ]履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) 【原本】 ・[法人のみ]定款の写し
③営業所の名称・所在地等の変更	・様式第 22 号-2 (第一面) (第二面) ・別紙二 (2) ・[法人の場合]履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) 【原本】 ・営業所の写真 (外観・内観各 1 枚以上を A 4 版の紙に添付し、撮影日等を記入) ※撮影方法については、P. 161, 162 に掲載の作成要領をご確認ください。 ※主たる営業の所在地変更の場合は第二面不要です。 電話・FAX 番号の変更……様式第 22 号-2 (第一面) (第二面)
④営業所の新設 ^{注 3}	・様式第 22 号-2 (第一面) (第二面) ・別紙二 (2) ・様式第 4 号、6 号、11 号、13 号 ・営業所技術者等の変更届 (下記⑭の書類) ・営業所の写真 (外観・内観各 1 枚以上を A 4 版の紙に添付し、撮影日を記入) ※撮影方法については、P. 161, 162 に掲載の作成要領をご確認ください。
⑤営業所の業種変更 ※既許可業種のみ可	・様式第 22 号-2 (第一面) (第二面) ・別紙二 (2) ・営業所技術者等の変更届 (下記⑭の書類)
⑥営業所の廃止	・様式第 22 号-2 (第一面) (第二面) ・別紙二 (2) 、別紙四 ・様式第 22 号-3 <u>(注) 営業所技術者等の交代が伴う場合は、⑭も必要です。</u>
⑦資本金額の変更 (法人)	・様式第 22 号-2 (第一面) ・履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) 【原本】
⑧役員等の変更 ^{注 3} (法人)	・様式第 22 号-2 (第一面) ・様式第 1 号別紙一 ・様式第 6 号、12 号 (6 号・12 号は、退任、辞任等のとき不要) ・履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) 【原本】 ※登記は代表取締役・取締役の場合のみ必要。就任退任日が分かるもの。 <u>(注) 経營業務管理責任者の変更を伴う場合は、⑬も必要です。</u>
⑨事業主の氏名の変更 (個人) ※婚姻等による氏名変更の場合	・様式第 22 号-2 (第一面) ・様式第 6 号、12 号 ・戸籍抄本の提示 <u>(注) 経營業務管理責任者の変更を伴う場合は、⑬も必要です。</u>
⑩支配人の氏名の変更 ※婚姻等による氏名変更の場合	・様式第 22 号-2 (第一面) ・様式第 6 号、11 号、13 号 ・支配人登記簿謄本 【原本】 <u>(注) 経營業務管理責任者の変更を伴う場合は、⑬も必要です。</u>

注 3) ④⑧⑩について、新任の役員等、営業所長は、次の (1) (2) 両方が必要です。(申請時点で発行から 3 か月以内の原本)

(1) 「登記されていないことの証明書」 (法務局および地方法務局が発行するもの)

※成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

※滋賀県内では大津地方法務局のみ取り扱っています。申請手続きの詳細は法務局 H P をご覧ください。

(2) 「身分証明書 (身元証明書)」 (本籍地の市町村が発行するもの) ※外国籍の方は不要です。

※禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けておらず、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

(注) 成年被後見人または被保佐人に該当する場合は、契約の締結およびその履行にあたり必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書を提出してください。(詳細は監理課にご相談ください)

(3) 提出期限：事実発生から2週間以内

変 更 の 種 類	届 出 書 類 ・ 添 付 書 類 等
⑪営業所長の変更 注3 (前頁)	・様式第22号-2 (第一面) ・様式第6号、11号、13号
⑫経營業務の管理責任者の変更 (イ該当の場合) ※ロ該当で申請される場合は事前に監理課へご相談ください ※イ・ロ該当の違いはP16へほとんどの方はイ該当です。	・様式第22号-2 (第一面) ・様式第1号別紙一 ・様式第7号 (証明者は自己証明で可)、同号別紙 ・経営経験確認書類 (必ずP.18~19を参照してください) ・常勤確認書類 (必ずP.36を参照してください)
⑬経營業務の管理責任者の氏名の変更 ※婚姻等による氏名変更の場合	・様式第22号-2 (第一面) ・様式第1号 別紙一 ・様式第7号、同号別紙 ・履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本) 【原本】 ・戸籍抄本または住民票の抄本の提示 (商業登記簿謄本で確認できる場合を除く)
⑭営業所技術者等の変更 ※附則第4条該当により解体工事業の技術者になった者が、経過措置終了後も引き続き解体工事業の技術者となるためには、要件を満たしたうえで、こちらの変更届の提出が必要です。	・様式第22号-2 (第一面) ・様式第1号 別紙四 ・様式第8号 (追加分および削除分) ・合格証明書等の写 ・様式第9号および添付書類 (必ずP.20~21を参照してください) ・様式第10号 (特定建設業の場合で該当する者のみ) ・営業所技術者等の専任確認書類 (必ずP.36を参照してください)
⑮営業所技術者等の氏名の変更 ※婚姻等による氏名変更の場合	・様式第22号-2 (第一面) ・様式第1号 別紙四 ・様式第8号 (追加分および削除分) ・戸籍抄本または住民票の抄本の提示
⑯欠格要件の該当	・様式第22号-3
⑰一部の業種の廃業	・様式第22号-4 ・様式第22号-3 ・様式第1号 別紙四 (注) 必要に応じて⑫、⑭等も必要となります。
⑱社会保険の加入状況の変更	・様式第7号-3 (加入人数のみの変更の場合は決算変更届の際に一緒にご提出ください)

※必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。

※証明書は、申請日 (受付日) 時点において3か月以内に発行されたものに限りです。

(4) 全部の業種の廃業届出を必要とする場合

廃業をした場合は、30日以内に次の者が届け出てください。

廃業事由	届出者	添付書類
(1)許可に係る建設業者が、死亡したとき	その相続人	・税務署への廃業届(写)
(2)法人が合併により消滅したとき	その役員であった者	・商業登記簿謄本
(3)法人が破産手続の開始の決定により解散したとき	その破産管財人	・商業登記簿謄本
(4)法人が(2)(3)以外に事由により解散したとき	その清算人	・商業登記簿謄本
(5)許可を受けた建設業を廃止したとき	許可にかかる建設業者であった者	・税務署への廃業届(写)※
【(1)～(5)共通の必要書類】①「様式第22-4号」および②「許可通知書(原本)の返却」		

※(5)添付書類の「税務署への廃業届(写)」は、個人事業主が事業そのものを廃止される場合のみ必要です。

4. 組織変更等

次の場合は、すみやかに上記の廃業届を提出した上、新規の許可申請をしてください。

(1) 個人事業主から法人組織へ (法人成)	一定の要件を満たせば、許可番号等の引継が可能です。	P. 53 参照
(2) 個人事業主から事業を承継	一定の要件を満たせば、許可番号等の引継が可能です。	P. 54 参照
(3) 会社の合併・分割・事業譲渡	必ず監理課へ事前にご相談ください。（建設業部門が包括的に承継されているかを個別に確認します。）	
(4) 法人組織から個人事業主に	許可の引継ぎ等は認められません。廃業届提出後、新規申請をしてください。	

※ただし、

- ・（１）～（４）について法 17 条の 2 第 1 項の事業譲渡に係る認可を申請する場合（双方が事業譲渡契約を結ぶ場合に限りです）

- ・（２）について個人事業主の死亡により、死亡後 30 日以内に個人（子等）が法第 17 条の 3 第 1 項の認可を申請する場合

については要件、提出書類が大幅に異なります。詳細については別冊の認可申請マニュアルをご確認ください。

（１）個人事業主から法人への組織変更（法人成）について

建設業の許可を受けて営業している個人事業主が法人に組織変更したときは、個人の許可について廃業届を提出し、新たに法人としての新規の許可申請を行う必要があります。この場合、一定の要件を満たせば、許可番号等の引継、および経営事項審査における実績の引継を認める取扱いを行っています。

◆要件

- ① 許可を受けていた個人が新規に設立した法人であること（既設法人への組織変更は認められません。）
 - ② 許可申請時点において個人の許可が有効であること
 - ③ 営業の同一性があること（次の３つの要件を満たすことが必要です。）
 - (1) 建設業に係る資産・負債（完成工事未収入金、未成工事支出金、材料貯蔵品、工事未払金、未成工事受入金）が個人から法人に引き継がれていること。
 - (2) 新設法人の代表者および主要株主（発行済み株式の過半数を有する株主）が、前事業主または前事業主の親族であること。
 - (3) 個人時代の経營業務の管理責任者（支配人である場合も同様）が、引き続き法人の経營業務の管理責任者に就任すること。
 - ④ 新規許可申請の財産的基礎の要件を満たすこと
 - ⑤ 新設法人が**第１期の確定申告を行うまで**に許可申請を行うこと
- 注）新規申請であるため、通常の許可要件も当然に満たしている必要があります。**

◆法人成許可申請に必要な書類等

新規許可申請に必要な書類において、記載方法が通常と異なるものおよび追加で必要となる書類は、以下のとおりです。

様式番号	申請書様式	備考
第２号	工事経歴書	個人最終決算に基づいて作成
第３号	直前３年の各事業年度における工事施工金額	
第７号	常勤役員等（経營業務の管理責任者）証明書	証明者欄は個人の自己証明で可
第１８号	【個人】貸借対照表	個人最終決算に基づいて作成
第１９号	【個人】損益計算書	
第１５号	【法人】貸借対照表	開始貸借対照表を作成
第１６号	【法人】損益計算書・完成工事原価報告書	商号のみ記入
第１７号	【法人】株主資本等変動計算書	
第１７号の２	【法人】注記表	該当箇所の予定を記入
第２０号	営業の沿革	個人の沿革も記入
添付書類	法人設立届出書（写し）	税務署提出分
常勤性確認書類	社会保険の写し	社会保険被保険者証、資格取得決定通知書など
第２２号の４	廃業届	個人の許可全部廃業届（P. 51 参照）

◆注意事項

- ・法人成以前に経営事項審査を受けておられ、引き続き各公共機関への入札を希望される場合、法人設立時点を審査基準日として、再度申請していただく必要があります。
- ・滋賀県への入札参加資格をお持ちの方は、資格の承継手続が必要となります。詳しくは滋賀県監理課審査契約係（TEL:077-528-4116）へお問い合わせください。市町の承継手続に関しましては、各発注機関にお問い合わせください。

（２）個人事業の代替わり（承継）について

建設業の許可を受けている個人事業主（以下「被承継人」という。）が死亡、高齢、病気等のやむを得ない理由により事業を廃業し、被承継人の経営業務を補佐した経験を有する者（以下「承継人」という。）に事業を承継する場合、被承継人の許可について廃業届を提出し、新たに承継人としての新規の許可申請を行う必要があります。この場合、一定の要件を満たせば許可番号等の引継、および経営事項審査における実績の引継を認める取扱いを行っています。

◆要件

- ① 許可申請時点において被承継人の許可が有効であること
- ② 被承継人がやむを得ない理由（死亡、高齢、病気等）により建設業から引退すること
- ③ 承継人が経営業務の管理責任者に就任すること
- ④ 承継人が被承継人の相続権を有する親族であり専従者として被承継人の下で**許可を有する**期間６年以上経営業務を補佐した経験を有する者【※１】または、配偶者もしくは二親等以内の者で、被承継人の下で**許可を有する**期間６年以上経営業務を補佐した経験を有する者【※２】
- ⑤ 建設業に関する資産・負債（完成工事未収入金、未成工事支出金、材料貯蔵品、工事未払金、未成工事受入金）が引き継がれていること（事業年度が連続していること）
- ⑥ 新規許可申請の財産的基礎の要件を満たすこと
- ⑦ 被承継人は原則、営業所技術者等及び国家資格者等とならないこと
- ⑧ 要件を満たす者が複数いるときは、その全員から同意があること
- ⑨ 死亡承継の場合は、**被承継人の死亡後３か月以内**、生前承継の場合は、**承継人が１回目の確定申告を行うまでに**許可申請を行うこと

注）新規申請であるため、通常の許可要件も当然に満たしている必要があります。

◆許可の承継に必要な書類等

新規許可申請に必要な書類において、記載方法が通常と異なるものおよび追加で必要となる書類は、以下のとおりです。

様式番号	申請書様式等	備考
第２号	工事経歴書	被承継人最終決算に基づいて作成
第３号	直前３年の各事業年度における工事 施工金額	被承継人最終決算に基づいて作成
第７号	常勤役員等（経営業務の管理責任者） 証明書	証明者欄は被承継人の証明で可 （死亡承継の場合は許可を有する第三者の証明）
第１８号	貸借対照表	被承継人最終決算に基づいて作成
第１９号	損益計算書	
第１８号	貸借対照表	開始貸借対照表（承継人）
第１９号	損益計算書	商号のみ記入し添付
第２０号	営業の沿革	前事業主時代の沿革も記入
添付書類	個人事業の開業届出書（写し）	税務署提出分
第２２号の４	廃業届	被承継人の許可全部廃業届（P. 51 参照）

（次項へ続く）

	申請書様式等	備考
要件④【※１】 の場合	被承継人の税務署受付印のある 確定申告書６年分〔第１・２表〕	写し 専従者欄にて承継人の氏名等を確認
要件④【※２】 の場合	被承継人の税務署受付印のある確定 申告書６年分〔第１・２表、青色申告 書決算書または収支内訳書〕	写し 給与賃金の内訳欄にて承継人の氏名等を確認
	承継人の所得証明書５年分	原本
	許可を有する第三者の証明書	雛形あり P171 参照
	戸籍抄本または戸籍謄本の提示	専従者でない者が承継する場合に被承継人との 続柄を確認
要件⑧	同意書	

◆注意事項

- ・経営事項審査を受けておられる場合、事業承継時点を審査基準日として、再度申請していただく必要があります。
- ・滋賀県の入札参加資格をお持ちの方は、資格の承継手続が必要となります。詳しくは滋賀県監理課審査契約係（TEL:077-528-4116）へお問い合わせください。なおその他の発注機関に関しては、各発注機関にお問い合わせください。

5 建設業許可証明書の申請について

- 1 窓口では、月曜日～金曜日の午前9時～午後4時まで受付いたします。
（祝日・年末年始等閉庁日および午後0時～午後1時を除く）
午後4時以降は発行できません。
- 2 お時間をいただきますが**郵送での受付も可能**です（お急ぎの場合は、窓口へお越しください）。

【郵送の場合の注意事項】

- ①直近で変更届を郵送により提出された場合は、受付が完了していることをあらかじめ確認してください（受付が完了していない場合、許可証明書に変更内容が反映されません）。
- ②郵送される場合は、宛名を記入し切手を貼付した**返信用封筒を同封**してください。
なお、収入証紙は申請書に貼付した状態で提出してください。（**収入証紙に消印はしないでください。**）

送付先：〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1
土木交通部監理課建設業係

- 3 貼付する滋賀県収入証紙は、1通につき**560円**です。
※証紙は監理課では販売していません。事前にお買い求めください。
※消印はしないでください。
また、窓口においては、キャッシュレス決済も対応しております。
- 4 申請用紙は、次頁以降のコピーをご利用いただくか、「滋賀県ホームページ（P.31 参照）」に掲載しておりますので、印刷してご利用ください。
- 5 一度に多数の証明を申請される場合は、すぐに処理できない場合があります。多数の証明の申請を行う場合は、できるだけ時間に余裕を持って申請してください。

発行 NO.

	滋賀県収入証紙貼付欄 1 通につき 5 6 0 円です。 （消印しないでください。）		

建設業許可証明申請書

1 主たる営業所の所在地

2 商号および代表者氏名

3 許可番号 滋賀県知事許可（般・特一）第 号

4 枚 数 通

建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により上記のとおり許可されていることを証明願います。

令和 年 月 日

代表者氏名

滋賀県土木交通部監理課長

（注）①（般・特）については、該当する方を○で囲んでください。

②証明手数料（1通につき560円）は滋賀県収入証紙で納付してください。

.....
 （行政庁使用欄）

確認印

．許可申請書の記入例

押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令により、令和３年１月１日以降の申請については、法定様式への押印は全て不要となりました。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 5 年 1 月 10 日

行政書士が作成・提出を代理する場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、職印を押印すること。
また作成・提出に係る委任状を添付すること。

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

「登記上の本店」（個人の場合は「住所」）と「主たる営業所」の所在地が異なる場合は、2段に分けてそれぞれ記す

申請者
所在地 大津市京町四丁目1-1
商号または名称 甲乙建設(株)
代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

行政庁側記入欄	大臣コード 知事	許可年月日 令和 年 月 日
許可番号	0125	国土交通大臣 一般 5 10 号
申請の区分	02	1 新規 2 許可換入新規 3 一般・特新規 6 一般・特新規+業種追加 9 一般・特新規+業種追加+更新 10 特新規+更新 13 業種追加+更新 15 業種追加+更新 許可の有効期間の調整 1 (1. する) 2 (2. しない)
申請年月日	03 令和 年 月 日	次ページ記載要領参照

許可を受けようとする建設業	04	21	土木大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	(1. 一般) 2. 特定
申請時において既に許可を受けている建設業	05	21	新規の場合は記入しない	22
商号又は名称のフリガナ	06	コウオツケンセツ		
商号又は名称	07	甲乙建設(株)	この部分はフリガナ不要	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	08	ヒリコタロウ	濁点・半濁点は1マス内に記入	
代表者又は個人の氏名	09	琵琶湖太郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	10	25201	都道府県名 滋賀県 市区町村名 大津市	
主たる営業所の所在地	11	京町4-1-1	左詰めで記入	
郵便番号	12	520-8577	電話番号 077-528-4114	

ファックス番号 077-524-0943

法人又は個人の別	13	1 (1. 法人) 2. 個人	資本金額又は出資総額 (千円) 25000	法人番号 1234567890123
兼業の有無	14	1 (1. 有) 2. 無	建設業以外に行っている営業の種類 維持管理業務・宅地建物取引業	

許可換えの区分	15	1 (1. 大臣許可→知事許可) 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)
旧許可番号	16	国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 令和 年 月 日

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等 総務部 氏名 琵琶湖 一郎 電話番号 077-528-4114

ファックス番号 077-524-0943

記載要領

- 1 「近畿地方整備局長」「国土交通大臣」「一般
滋賀県知事」、「知事」及び「特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請するときに既に許可を受けている建設業があれば記載要領6と同じ要領で記入すること。
なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

例 (株) A建設
B建設(有)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

- 12 1 0 「主たる営業所の所在地市町コード」の欄は、次の表のうち主たる営業所の所在する市町の該当するコードを記入すること。

2 5 2 0 1 大 津 市	2 5 2 0 9 甲 賀 市	蒲 生 郡
2 5 2 0 2 彦 根 市	2 5 2 1 0 野 洲 市	2 5 3 8 3 日 野 町
2 5 2 0 3 長 浜 市	2 5 2 1 1 湖 南 市	2 5 3 8 4 竜 王 町
2 5 2 0 4 近江八幡市	2 5 2 1 2 高 島 市	愛 知 郡
2 5 2 0 6 草 津 市	2 5 2 1 3 東 近 江 市	2 5 4 2 5 愛 荘 町
2 5 2 0 7 守 山 市	2 5 2 1 4 米 原 市	犬 上 郡
2 5 2 0 8 栗 東 市		2 5 4 4 1 豊 郷 町
		2 5 4 4 2 甲 良 町
		2 5 4 4 3 多 賀 町

- 13 1 1 「主たる営業所の所在地」の欄は、記載要領12により記入した市町コードによって表される市町に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」については - (ハイフン) を用いて、例えば京 町 4 - 1 のように記入すること。

- 14 1 2 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ - (ハイフン) で区切り、例えば 0 7 7 - 5 2 4 - 1 1 2 1 のように左詰めで記入すること。

- 15 1 3 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 16 1 5 「許可換えの区分」の欄並びに 1 6 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）

の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば 0 0 1 2 3 4 又は 0 1 月 0 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入すること。

（確認資料）

- ・ 滋賀県知事許可 新規、許可換えを申請する場合は、次の書類を提出すること。
営業所の写真（外観・内観各1枚以上）P161、162参照

営業所の所在等に疑義のある場合、予告なく現地立入調査を実施することがあります。

役員等の一覧表

令和 元 年 6 月 1 日

[illegible]

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

行政庁側記入欄																												
区	分	項番	3																									
		8	1	1																								
大臣知事コード																												
許可番号	項番	3																										
	8	2	2	5																								
国土交通大臣 滋賀県知事					許可（	般特	-			）	第	5						10	号	許可年月日	11	13	15					
																			令和			年			月			日

主たる営業所の所在地

主たる営業所の 名称																															
	フリガナ ホンテン																														
営　業　し　よ　う と　す　る　建　設　業	本　　　店																														
営　業　し　よ　う と　す　る　建　設　業	[] [8] [3]	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
		2	1								1													2	2						
	3			5							10					15					20					25					30
変更前		2	1																					2	2						

[illegible][illegible]

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 [8][3]及び[8][8]「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 [8][5]「従たる営業所の所在地市町コード」の欄は、次の表のうち、従たる営業所の所在する市町の該当するコードを記入すること。

「市町名」には、従たる営業所の所在する市町名を記載すること。

2 5 2 0 1 大 津 市	2 5 2 0 9 甲 賀 市	2 5 3 8 3 蒲 生 郡 日 野 町
2 5 2 0 2 彦 根 市	2 5 2 1 0 野 洲 市	2 5 3 8 4 竜 王 町
2 5 2 0 3 長 浜 市	2 5 2 1 1 湖 南 市	2 5 4 2 5 愛 知 郡 愛 荘 町
2 5 2 0 4 近江八幡市	2 5 2 1 2 高 島 市	2 5 4 4 1 犬 上 郡 豊 郷 町
2 5 2 0 6 草 津 市	2 5 2 1 3 東 近 江 市	2 5 4 4 2 豊 甲 良 賀 町
2 5 2 0 7 守 山 市	2 5 2 1 4 米 原 市	2 5 4 4 3 多 賀 町
2 5 2 0 8 栗 東 市		

- 5 [8][6]「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市町コードによって表される市町に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については - （ハイフン）を用いて、例えば元町4-1□のように記入すること。
- 6 [8][7]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ - （ハイフン）で区切り、例えば0749-27-2241□のように左詰めで記入すること。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ・ 変 更 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所	本店	〒５２０－８５７７ 大津市京町四丁目１－１ ０７７－５２８－４１１４	土・通・園	建
	彦根支店	〒５２２－００７１ 彦根市元町４－１ ０７４９－２７－２２４１	土	
従 た る 営 業 所				

- １ 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- ２ 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

営業所技術者等一覧表

特定許可の業種に○

令和 元 年 6 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	琵琶湖 一郎	⊕ 園 - 9、⊕ 通 - 5	02、13、33
〃	琵琶湖 太郎	建 - 4	02
彦根支店	彦根 サブロー	⊕ - 9	13

別紙二「営業所一覧」に記載した
営業所の順に記載してください。

P22～P25の表を参考に
資格コードを記入

記載要領

- 1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土 - 9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを - （ハイフン）で結んで記載すること。

・一般建設業の場合

「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当

「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当

「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当

・特定建設業の場合

「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当

「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）

「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当

「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）

「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当

「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記載すること。

営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

（コードは、P.68 別紙四、P.84 第8号の記入に使用します。）

一 般 建 設 業		建設業の種類 （項番 64）	有資格区分 （項番 65）
法第7条第2号	イ（所定学科と実務経験）	1	01
	ロ（実務経験10年以上）	4	02
	ハ（国家資格者及び大臣特認）	7	

P.22～25の表のうち○と に対応するコード

特 定 建 設 業			建設業の種類 （項番 64）	有資格区分 （項番 65）
法第15条第2号イ（国家資格者）			9	
法第15条第2号ロ （指導監督的実務経験）	法第7条 第2号	イ（所定学科と実務経験）	2	01
		ロ（実務経験10年以上）	5	02
		ハ（国家資格者及び大臣特認）	8	
法第15条第2号ハ （大臣特認）	同号イと同等		3	03
	同号ロと同等		6	04

P.22～25の表のうち に対応するコード

P.22～25の表のうち○に対応するコード

工事経歴書

（建設工事の種類）

とび・土工・コンクリート

（税込）

（税抜）

記載例1
経営事項審査を申請しない場合

このページは、経営事項審査を申請しない場合の記入例です。
経営事項審査申請予定者は、次頁の「経営事項審査申請予定者の工事経歴書の記載方法について」を参照してください。

業種ごとに作成。
P.7～10参照

該当するものに。

注文者	JVの別 元請又は下請の別	工事名	工事現場の 都道府県及び 市区町村名	氏名	配置技術者 主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者	請負代金の額 うち、 （・PC ・法面処理 ・鋼構上部）	工期 着工年月日 完成又は 完成予定年月
〇〇組	下請	大津ビル新築工事 （うち、くい打工事）	滋賀県大津市	滋賀 一郎	〇	10,000 千円	平成 30 年 9 月 平成 30 年 9 月
〇〇（株）	下請	一般国道道路保全工事 （うち、法面処理工事）	滋賀県大津市	〇	〇	9,000 千円	平成 30 年 11 月 平成 30 年 12 月
A	元請	A 邸車止め設	〇	〇	〇	4,500 千円	平成 30 年 12 月 平成 31 年 3 月
B	元請	汚水樹設置工	〇	〇	〇	3,200 千円	平成 30 年 11 月 平成 30 年 12 月
建設	下請	河川改修工事 （うち、掘削工）	大津市	〇	〇	2,500 千円	平成 30 年 10 月 平成 31 年 2 月
産業	下請	〇の内ビル新築工事 （うち、外構工事）	〇	〇	〇	2,000 千円	平成 31 年 1 月 平成 31 年 1 月
塗装	下請	古川アパート改築工事 （うち、足場仮設工事）	〇	〇	〇	1,900 千円	平成 31 年 1 月 平成 31 年 2 月
建築	下請	一般国道 9 号線道路新設工事 （うち、ガードレール設置）	〇	〇	〇	1,700 千円	平成 31 年 2 月 平成 31 年 3 月
道路	下請	一般国道 100 号線道路改良 工事（うち、カッター工事）	〇	〇	〇	1,600 千円	平成 31 年 2 月 令和 1 年 5 月
C	元請	C 邸玄関コンクリート工事	〇	〇	〇	1,500 千円	平成 31 年 3 月 令和 1 年 5 月
記載例 「工事進行基準」を採用している 場合、進行基準が適用されている 工事について、その工事高を括 弧書きで付記。請負代金の額 うち、 （・PC ・法面処理 ・鋼構上部）							
記載例 「小計」...このページに記載した完成工事の件数、工事高のみを記入							
記載例 「合計」...業種ごとの総件数と総工事高を記入 1 業種で複数ページに渡る場合は、最終ページにのみ記入							
記載例 届出する決算期内に完 成した建設工事を記載 （記入例は12月末決算）。							

小計	10 件	27,900 千円	9,000 千円	うち 元請工事 9,200 千円
合計	32 件	39,700 千円	9,000 千円	うち 元請工事 27,300 千円

工事内容がわかるよう
に具体的に記入。
下請の場合は、下請工
事の内容を明記。

注文者、工事名について
は、個人の氏名が特定さ
れることがないように留意。

経営事項審査を申請しない場合は、
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に10件以上記入。
主な未成工事のうち、技術者の専任が必要な工事等がある場合は続けて記載
解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは「とび・土工」、平成28年6月1日以
降に請け負ったものうち、解体工事の許可を受けようとするまたは受けている場合は「解体」に計
上し、それ以外は「その他」としてそれぞれ取り扱う。

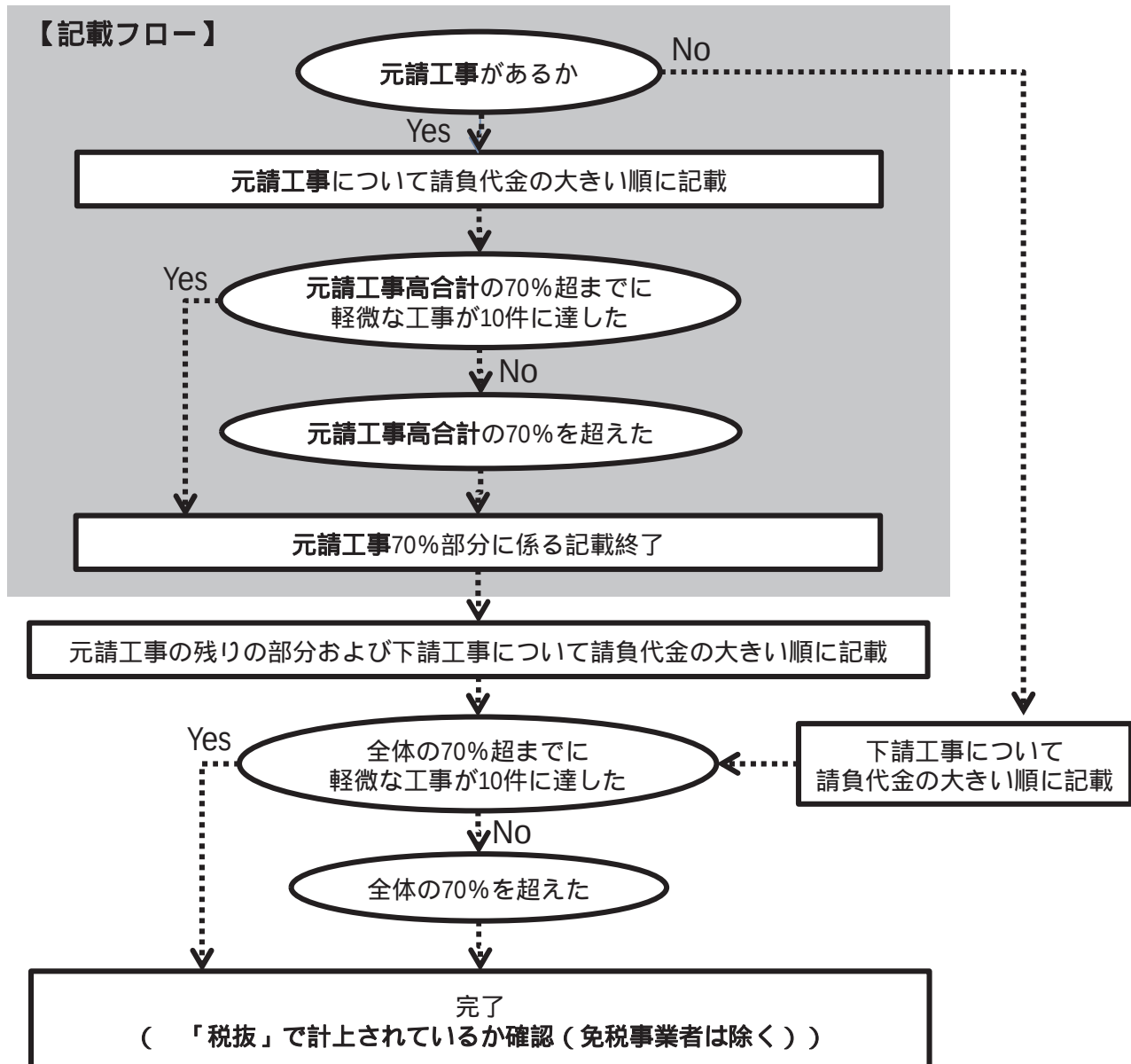
経営事項審査申請予定者の工事経歴書（様式第2号）の記載方法について

まず、元請工事の完成工事高について、元請工事の完成工事高合計の70%を超えるところまで記載。

続けて、残りの元請工事と下請工事の完成工事について、全体の完成工事高合計の70%を超えるところまで記載。

ただし、のそれぞれにおいて、1,000億円または軽微な工事（500万円未満）の10件を超える部分については記載不要。

すべて税抜で計上されているか確認（ただし、免税事業者を除く）



上記いずれの段階においても、1,000億円を超えた時点で記載終了

主な未成工事のうち、技術者の専任が必要な工事等がある場合は続けて記載

【許可申請書、決算変更届作成時の解体工事の分類について】

解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは「とび・土工」、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとするまたは受けている場合は「解体」に計上し、それ以外は「その他」としてそれぞれ取り扱う。

ただし、経営事項審査申請予定者は、平成28年5月31日以前に請け負ったものも含め、「とび・土工」「解体」それぞれの分類に応じて作成して構わない。なお、その際、「建設工事の種類」の欄については、解体工事業の許可有り(または申請時)の場合は「解体工事」、解体工事業の許可無しの場合は「その他(解体工事)」と記載すること。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前期事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前期事業年度末において完成していない建設工事（以下「未完成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未完成工事の範囲については、以下のとおりである。

（１）経営規模等評価の申請を行う者の場合

元請工事（発注者から直接請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未完成工事。以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分については記載を要しない。

それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事という。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。

さらに、それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

（２）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。

- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。

- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。

- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。

- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。

また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。

- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該工事契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。

- 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとと同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)		(二)	(三)
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事	土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
		法面処理工事	法面処理
		鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

該当するものに○をする。

おける工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
		土木	建築	造園	管		
第 21 期	元 公 共	20,000	0	23,084	0	0	43,084
平成 26 年 10 月 1 日から	請 民 間	20,000	0	16,736	0	0	36,736
平成 27 年 9 月 30 日まで	下 請	50,000	20,000	90,000	0	9,328	169,328
	計	90,000	20,000	129,820	0	9,328	249,148
第 22 期	元 公 共	15,000	0	14,300	0	0	29,300
平成 27 年 10 月 1 日から	請 民 間	12,000	5,000	14,000	0	0	31,000
平成 28 年 3 月 31 日まで	下 請	50,000	0	20,000	0	7,294	77,294
	計	77,000	5,000	48,300	0	7,294	137,594
第 23 期	元 公 共	50,000	直前3年分以上記入する			0	102,315
平成 28 年 4 月 1 日から	請 民 間	40,000	0	80,000	0	4,277	124,277
平成 29 年 3 月 31 日まで	下 請	100,000	10,000	11,000	110,000	525	231,525
	計	190,000	10,000	143,315	110,000	4,802	458,117
第 24 期	元 公 共	105,000	0	42,281	0	0	147,281
平成 29 年 4 月 1 日から	請 民 間	20,000	0	107,990	0	0	127,990
平成 30 年 3 月 31 日まで	下 請	86,000	0	92,444	0	33,651	212,095
	計	211,000	0	242,715	0	33,651	487,366
第 期	元 公 共						
平成 年 月 日から	請 民 間						
平成 年 月 日まで	下 請						
	計						
第 期	元 公 共						
平成 年 月 日から	請 民 間						
平成 年 月 日まで	下 請						
	計						

- ・経営事項審査申請予定者は、すべて税抜で計上されているか確認（免税事業者を除く）
- ・業種追加の場合は、既に許可を受けている業種と今回申請する業種をすべて記入する。
(許可を申請するすべての業種について記入)
- ・業種数が4を超える場合は、2枚以上にわたって記入し、「その他の建設工事の施工金額」および「合計」は最終ページに記入する。

【許可申請書、決算変更届作成時の解体工事の分類について】

解体工事については、平成28年5月31日までに請け負ったものは「とび・土工」、平成28年6月1日以降に請け負ったもののうち、解体工事業の許可を受けようとするまたは受けている場合は「解体」に計上し、それ以外は「その他」としてそれぞれ取り扱う。

ただし、経営事項審査申請予定者は、過年度に請け負った工事も含め「とび」「解体」それぞれに分類して記載しても構わない。ただし、解体工事業の許可無しの場合は、「その他の建設工事の施工金額」に計上。

令和 元 年 6 月 1日

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号 イ、ロ若しくはハ又は 同法第15条第2号イ若 しくはハに該当する者	その他の技術関係 使 用 人		
本 店	6 人	2 人	4 人	12 人
彦根支店	3	1	2	6
合 計	9 人	3 人	6 人	18 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~ の役員等及び建設業法施行令第 3 条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第 8 条各号（同法第 17 条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 2 年 6 月 1 日

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

所在地 大津市京町四丁目 1 - 1

商号または名称 甲乙建設(株)

代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

滋賀県知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、「地方整備局長
北海道開発局長 知事」については不要なものを消すこと

様式第七号の2第一面についても同様

コンピューター入力用
(3枚作成)

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

不要なものを消す

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ

に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	代表取締役
経験年数	H5年 4月から R2年 5月まで 満 27年 2月
証明者と被証明者との関係	取引先
備考	H10年3月まで個人事業主

【新規申請の場合】
当該経営期間における使用者(法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人事業主)を証明者とする。また現在許可を有する第三者を証明者とする可
【新規申請以外の場合】
証明者欄は自己証明で可

(証明者が申請者と異なる場合は、証明内容について当該証明者の十分な理解と了承を得たうえで、証明者欄に必要事項を記載してください。なお、疑義が生じた場合は、県から証明者に問い合わせをすることがあります。)

令和 2 年 6 月 1 日

証明者
所在地 大津市松本一丁目2-1
商号または名称 (株)富士建設
代表者 代表取締役 富士 山雄
許可番号・許可年月日 滋賀県知事許可(特-28)
第11000号 平成28年8月21日

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 }
本 大
の 支配人 } で第7条第1号イ { } に該当する者であることに相違ありません。

令和 2 年 6 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

不要なものを消す

「1」～「3」いずれかを記入
業種追加の場合は「1」

申請者
届出者
所在地 大津市京町四丁目1-1
商号または名称 甲乙建設(株)
代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

申請又は届出の区分 { 1 } { 7 } { 1 } (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

2変更の場合のみ記入

大臣
知事
コード

許可番号 { 1 } { 8 } { 2 } { 5 } 国土交通大臣 許可(般 特) 第 { 5 } { 10 } 号 令和 { 11 } { 13 } { 15 } 年 { } { } 月 { } { } 日

2変更、3更新その他の場合に記入

【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ { 1 } { 9 } { 3 } { 1 } { 2 } { 0 } { 3 } { 5 } { 10 } { 13 } { 14 } { 16 } { 18 }
氏 名 { 2 } { 0 } { 3 } { 5 } { 10 } { 13 } { 14 } { 16 } { 18}
住 所 大津市京町四丁目1-1 自宅の住所を記入

姓の最初の2文字まで記入
濁点・半濁点は1マス内に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 S 3 2 年 0 9 月 1 2 日

【変 更 前】

変更届の場合のみ、変更前の者について記入

氏 名 { 2 } { 1 } { 3 } { 5 } { 10 } { 13 } { 14 } { 16 } { 18}

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 { } { } { } 年 { } { } 月 { } { } 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「(1) 「の常勤の役員 「 地方整備局長
(2) 本 人 北海道開発局長 「申請者 「国土交通大臣 及び 「般
(3) 」、 の支配人 」、 知事」 届出者」、 知事」 特」 につい

ては、不要のものを消すこと。

- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 ①⑦「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合

「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 「変更の年月日」の欄は、5により①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

- 7 ①⑧「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「大臣

「許可番号」の欄の コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当する 知事」

コードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば②②①②③④又は②①月②①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8 ①⑨「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。

- 9 ②②及び②①「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば②①月②①日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

常勤役員等の略歴書

現	住	所	大津市京町四丁目 1 - 1						
氏	名	琵琶湖 太郎		生	年	月	日	S32年 9月 12日生	
職	名	代表取締役							
	期 間			従 事 し た 職 務 内 容					
職	自	S51年	4月	1日	滋賀工務店に見習いとして従事				
	至	S54年	3月	31日					
	自	S54年	4月	1日	甲乙建設を自営				
	至	S62年	3月	31日					
	自	S62年	4月	1日	甲乙建設㈱に組織変更し、代表取締役に就任				
	至	年	月	日					
	自	年	月	日	現在に至る				
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
歴	自	年	月	日	様式第7号の2別紙についても同様。				
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
賞 罰	年 月 日			賞 罰 の 内 容					
				なし					
上記のとおり相違ありません。									
令和 2 年 6 月 1 日 氏 名 琵琶湖 太郎									

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

第三面、第四面も同様。財務管理、労務管理、業務運営の経験を有する補佐人が同一人物の場合でもそれぞれ作成は必要です。

令和2年 6 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者 大津市京町四丁目1-1
届出者 甲乙建設(株)
代表取締役 琵琶湖 太郎

役職名等 部長

申請者の内容を記入

経験年数 H27年5月から R2年 5月まで 満 5年 1月

証明者と被証明者との関係 従業員

備考

申請又は届出の区分 2 2 1 (1:新規)

「1」～「3」いずれかを記入
業種追加の場合は「1」

直接に補佐する者の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

2変更の場合のみ記入

大臣
知事コード

許可番号 2 3 2 5

国土交通大臣
知事許可(

一般 -)

第

5

10

11

13

15

日

許可年月日

2変更、3更新その他の場合に記入

記

【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ 2 4 3 ビ ワ

姓の最初の2文字まで記入
濁点・半濁点は1マス内に記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 5 3 琵琶湖 5 次 郎 10

生年月日 13 14 16 18 S 3 3 年 0 4 月 0 1 日

住 所 大津市京町四丁目1-1

【変 更 前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 6 3 5 10

生年月日 13 14 16 18 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 (1) の証明書は、被証明者 1 人について証明者別に作成すること。
- 2 (1) の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者としてすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「 $\left\{ \begin{array}{c} (1) \\ (2) \end{array} \right\}$ 」、 $\left\{ \begin{array}{c} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 の 支 配 人} \end{array} \right\}$ 、「 $\left\{ \begin{array}{c} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \\ \text{知事} \end{array} \right\}$ 」、「申請者
届出者」、「国土交通大臣
知事」及び「般特」につい

ては、不要のものを消すこと。

- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 **①⑦**「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合

「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「１．新規」又は「３．常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10により直前の②②、②⑦又は③①の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

- 7 1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、2 3「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該2 3の直前の2 2、2 7又は3 1「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8 19、24、28及び32「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。

- 9 20、21、25、26、29、30、33及び34「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設大郎のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 10 2 2、2 7及び3 1「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合

「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等

を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「２．変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の追加・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙２を作成し、提出すること。

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出し

許可申請の場合は(1)に。

変更届の場合は(2)に。

北海道開発局長

滋賀県知事 殿

代理人による代理作成はできませんのでご注意ください。

届出者

所在地 大津市京町四丁目1-1

商号または名称 甲乙建設(株)

代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

令和 2 年 6 月 1日

許可年月日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可(般特 - 02) 第 010000 号 令和 02 年 05 月 01 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本店	(20人 5人)	1	1	1	健康保険	00-77 00000
					厚生年金保険	00-77 00000
					雇用保険	oooooooo
彦根支店	(10人 0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(30人 5人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	

営業所一覧表に
記載した順に記載

加入は「1」、適用除外の場合は
「2」、一括適用の承認に係る営業
所については「3」を記入

事業所整理記号および
事業所番号等を記載

役員または個人事業主を
含めた人数を記載
()内は役員、個人事業主
の人数を記載

記載要領

1 この表は、次の（１）及び（２）の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- （１） ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
- ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
- ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
- ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
- ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
- ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。

- （２） ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
- ②新たに営業所を追加した場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。

3 「申請者
届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。

6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。

8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については「3」を記入すること。

9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。

10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- ① 下記のとおり、建設業法第7条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 ② 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

下記の技術者が一般建設業許可申請の営業所技術者となる場合は下を消す
下記の技術者が特定建設業許可申請の営業所技術者となる場合は上を消す
下記の技術者が両方の建設業許可申請の営業所技術者となる場合は消さない

令和 元 年 6 月 1 日

~~近畿地方整備局長~~
滋賀県知事

許可申請時は「1」
変更届出時は変更内容により「2」～「5」いずれか

者者

所在地 大津市京町四丁目 1 - 1

商号または名称 **甲乙建設(株)**

代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

区分

頂番	3	()	大臣知事コード
6 1	1	1.新規許可等可	2.営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更

3.営業所技術者等の追加 4.営業所技術者等の交替に伴う削除 5.営業所技術者等が置かれる営業所ののみ変更

許可番号

頂番	3	国・交通大臣特許(一般)	第	5	10	11	13	15
6 2	2	5	-					

令和 年 月 日

記

業種追加等や変更届時

氏 名		項 番	フリガナ	(フリガナ) タカシマ ヨシオ		業種追加等や変更届時		元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕	
名		6	3	タ	カ	高	島	良	大
生年月日		S		4	2	年		0	2
月		1		1		日			
今後担当する建設工事の種類		6	4						
現在担当している建設工事の種類									
有 資 格 区 分		6	5	3	0				
変更、追加又は削除の年月日		平成		年		月		日	
営業所技術者の住		高島市今津町今津1758		営業所の名称〔旧所 属〕		本店			

		(フリガナ) ナガハマ ジロウ															生年月日															
		元号【令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M】																														
氏名	6 3	3 ナ 5 ガ 7 長 9 浜 11 次 13 郎 15 17 19 21 23 25 27 29 31															15 S 17 5 19 0 21 1 23 1 25 0 27 1															
今後担当する建設工事の種類	6 4	3 5 7 9 11 13 15 17 19 21 23 25 27 29 31																														
現在担当している建設工事の種類																																
有資格区分	6 5	3 1 5 2 9 3 11 4 13 5 15 6 17 7 19 8																														
変更、追加又は削除の年月日	平成 年 月 日		営業所の名称 (旧所属)																													
営業所技術者の住	長浜市平方町1152-2		営業所の名称 (新所属) 彦根支店																													

		(フリガナ)															生年月日							
		項番	フリガナ															元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕						
氏名		6	3	3510151820 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解															生年月日 年月日					
今後担当する建設工事の種類		6	4	351015202530 																				
現在担当している建設工事の種類				12345678 																				
有資格区分		6	5	357911131517 																				
変更、追加又は削除の年月日	平成		年	月	日	営業所の名称 (旧所属)																		
営業所技術者の住所																				営業所の名称 (新所属)				

記載要領

1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

- (1) 現在有効な許可をどの行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、申請者
 届出者」の「届出者」を消すとともに、[6][1]「区分」の欄に「1」を記入すること。

- (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、申請者
 届出者」の「申請者」を消すとともに、[6][1]「区分」の欄に「2」を記入すること。

- (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合

この場合、「(1)」を○で囲み、申請者
 届出者」の「申請者」を消すとともに、[6][1]「区分」の欄に「3」を記入すること。

- (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等ではなくなった場合(その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)

この場合、「(2)」を○で囲み、申請者
 届出者」の「申請者」を消すとともに、[6][1]「区分」の欄に「4」を記入すること。

入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(別記様式第22号の3)を用いて届け出ること。

- (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更があった場合

この場合、「(1)」を○で囲み、申請者
 届出者」の「申請者」を消すとともに、[6][1]「区分」の欄に「5」を記入すること。

入すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

- 2 「

{	建設業法第7条第2号	}	「近畿地方整備局長	「国土交通大臣	及び	「般
	建設業法第15条第2号					

」については、不要のものを消すこと。

- 3 □□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 4 [6][2]「許可番号」の欄の「大臣
 知事」コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則

別表(一)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0[0][1][2][3][4]又は0[1]月0[1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 5 [6][3]「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば フ 又は ハ のように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設[]太[]郎[]のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば0[1]月0[1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

6 [6] [4]「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6] [1]「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第1号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」の欄の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・レンガ・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6] [1]「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1(1)、に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

- 7 [6] [5]「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について建設業法施行規則別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。（P.22～25からの表を参照）
- 8 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6] [1]「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 9 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

（確認資料）

証明書記載の「有資格区分」に該当する合格証明書、免許証、登録証、免状、資格者証、合格証書、大臣特別認定書の写しを添付すること。

また、様式第9号（P.88）及び第10号（P.89）とそれに係る確認資料を添付すること。

営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表

(コードは、P.68別紙四、P84第8号の記入に使用します。)

一 般 建 設 業		建設業の種類 (項番64)	有 資 格 区 分 (項番65)
法第7条第2号	イ(所定学科と実務経験)	1	01
	ロ(実務経験10年以上)	4	02
	ハ(国家資格者及び大臣特認)	7	

P.22～25の表のうち○と に対応するコード

特 定 建 設 業			建設業の種類 (項番64)	有 資 格 区 分 (項番65)
法第15条第 2 号イ (国家資格者)			9	
法第15条 第 2 号ロ (指導監 督的実 務経験)	法第 7 条 第 2 号	イ (所定学科と実務経験)	2	01
		ロ (実務経験10年以上)	5	02
		ハ (国家資格者及び大臣特認)	8	
法第15条第 2 号ハ (大臣特認)		同号イと同等	3	03
		同号ロと同等	6	04

P.22～25の表のうち に対応するコード

P.22～25の表のうち○に対応するコード

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、**と** 工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

（証明者が申請者と異なる場合は、証明内容について当該証明者の十分な理解と了承を得たうえで、証明者欄に必要事項を記載してください。なお、疑義が生じた場合は、県から証明者に問い合わせをすることがあります。）

証明期間当時の使用者による証明

所在地 大津市京町四丁目1-1

商号または名称 甲乙建設(株)

代表取締役 琵琶湖 太郎

(電話番号) (077)-528-4114

被証明者との関係 役員

証明者から見た、被証明者との関係を記入
「社員」、「役員」、「従業員」等実務経験年数ではなく、
使用された期間を記入

技術者の氏名	琵琶湖 太郎	生年月日	S32.9.12	使用された期間	S 6 2 年 4 月から H 2 9 年 1 2 月まで
使用者の商号 又は 名称	甲乙建設(株)				
職名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
代表取締役	松本邸 新築工事（うち、玄関コンクリート工事）			H9 年 2 月から H9 年 6 月まで	
"	国道100号線道路改良工事（うち、カッター工事）			H9 年 11 月から H10 年 5 月まで	
"	国道99号線道路新設工事（うち、ガードレール設置）			H11 年 6 月から H11 年 11 月まで	
"	古川アパート改築工事（うち、足場仮設工事）			H12 年 1 月から H12 年 5 月まで	
"	山の内ビル新築工事（うち、外構工事）			H13 年 5 月から H13 年 12 月まで	
"	河川改修工事（うち、掘削工事）			H14 年 5 月から H14 年 9 月まで	
"	住宅敷地盛土及び基礎工事			H14 年 12 月から H15 年 2 月まで	
"	山田邸車止め設置工事			H16 年 2 月から H16 年 10 月まで	
"	田中邸 新築工事（うち、外構工事）			H17 年 4 月から H17 年 7 月まで	
"	(株)淡海商事 屋外広告物設置工事			H18 年 6 月から H18 年 10 月まで	
・使用された期間において携わった建設工事のうち、実務経験を証明しようとする建設工事の種類に該当するものについて、具体的な工事名を1年につき1件(完成年度が重複するものについては、同一年度のものとして扱う)記載すること(実際の契約書等に記載された件名に加え、業種が判別できるようにできるだけ具体的に補足すること)。 ・2以上の建設工事の種類について1人の者が実務経験の被証明者となる場合においては、それぞれの「実務経験の内容」に記載する工事の完成年度が重複しないように作成すること(一人の者が実務経験で担当できるのは二業種までで、それぞれの業種について法第7条第2号口該当とする場合は、最低でも20年以上の建設工事に関する実務経験が必要です)。				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
当時の使用者であった者が現在、存在しない場合には、「その理由」欄に具体的な理由を記載し、当時、被証明者と同等以上の役職にあった者を証明者とする。				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合 計 満 1 0 年 0 月	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

下記の者は、

通

工事に関し、下記のとおり指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 元年 6 月 1 日

証明期間当時の使用者による証明

所在地 甲賀市水口町水口 6 2 0 0

商号または名称 **滋賀電話工業(株)**

証 明 者 代 表 者 **代表取締役 鈴木 五郎**

(電話 番 号) (0748)-63-6153

被証明者との関係 **元従業員**

記

上記の「実務経験年数」の合計
を記入

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事については3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事については1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

令和 元年 6 月 1 日

【注意事項】

1. この表には、別紙二(1)および別紙二(2)の従たる営業所における代表者および個人事業における支配人登記をされている支配人について記載すること。
2. 営業所の名称の欄には、営業所の名称を別紙二(1)および別紙二(2)に記載した順序で記載すること。
3. 職名の欄には、○ ○ 営業所長、○ ○ 支店長、支配人等の職名を記載すること。
なお、その者が法人において役員を兼ねている場合は、取締役兼 ○ ○ 営業所長等と記載すること。

許可申請者 ~~（法人の役員等）~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~ の住所、生年月日等に関する調書

住 所	大津市京町四丁目 1 - 1		
氏 名	琵琶湖 一郎	生 年 月 日	S35年 4月 10日生
役 名 等	取締役（常勤）		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 2 年 6月 1日		氏 名 琵琶湖 一郎	

記載要領

- 「~~（法人の役員等）~~
~~本人~~
~~法定代理人~~
~~法定代理人の役員等~~」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所	長浜市平方町1152-2										
氏	名	彦根 三郎	生	年	月	日	S40	年	10	月	30	日生
営	業	所	名	彦根支店								
職	名	支店長										
賞 罰	年	月	日	賞 罰 の 内 容								
				なし								
上記のとおり相違ありません。												
令和 元 年 6 月 1 日 氏 名 彦根 三郎												

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【注意事項】

1. 様式第11号に記入した者全員について作成すること。ただし、役員等を兼ねている者については、様式第12号をもってこれにかえることができる。
2. 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
琵琶湖 太郎	大津市京町四丁目 1 - 1	3 0 0 株
琵琶湖 一郎	〃	1 0 0 株
近江 和男	草津市草津三丁目 1 4 - 7 5	5 0 株
滋賀 謙二	高島市今津町今津 1 7 5 8	5 0 株

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

営 業 の 沿 革

法人設立時は、設立時の
資本金を併記

創業以後の沿革	S54	年 4 月 1 日	甲乙建設創業
	S62	年 4 月 1 日	組織変更 甲乙建設（株）設立 資本金1,000万円
	H4	年 4 月 1 日	大津市松本一丁目2 - 1 から現所在地へ移転
	H4	年 4 月 1 日	資本金の変更 2,000万円
	H18	年 10 月 12 日	資本金の変更 2,500万円
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	S58	年 6 月 8 日	最初の許可 滋賀県知事（般 - 58）第10000号 建
	S62	年 6 月 10 日	法人成後の許可 滋賀県知事（般 - 62）第10000号 建
	H6	年 7 月 8 日	業種追加 滋賀県知事（般 - 6）第10000号 土 電 園
	H9	年 11 月 21 日	彦根支店設置（業種 土）
	H16	年 11 月 12 日	般特新規 滋賀県知事（特 - 16）第10000号 ㊦ ㊧ ㊨
	H16	年 11 月 12 日	彦根支店（業種 ㊦）
	H24	年 11 月 30 日	一部廃業 電
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

なければ「なし」と記入

賞罰		年 月 日	なし
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、所在地の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）については、その番号および業種名を付して記載すること。
また、営業所の新設・変更・廃止については、その業種名を記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

記載要領

- 95 -

記載要領

- 96 -

(第一面)

① 商号又は名称 ② 営業所の名称、所在地又は業種 ③ 資本金額 ④ 役員等の氏名 ⑤ 個人業者の氏名
⑥ 支配人の氏名 ⑦ 建設業法施行令第3条に規定する使用人 ⑧ 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
建設業法第15条第2号

変更があった項目のみ○で囲む。

行政書士が作成・提出を代理する場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、職印を押印すること。
また作成・提出に係る委任状を添付すること。

所在地 大津市京町四丁目 1 - 1
商号または名称 甲乙建設（株）
代表者 代表取締役 髙田 太郎

~~国土交通大臣~~
滋賀県知事

許可 (船舶)

令和 ¹¹0 ¹1 年 ¹⁹0 ¹⁹5 月 ¹⁹0 ¹⁹1 日

届出者が法人の場合で、法人番号の指定を受けたものである場合にのみ記入

P.101「記入例」
参照

【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

資本金額又は出資総額

			3	5				10	
	4	4					2	0	0
							0	0	0

(千円)

変更があった項目のみ記入。
(記入例は、商号変更、所在地変更、資本金変更の場合)

ファックス番号 077-524-0943

(第二面)

(用紙 A 4)

コンピューター入力様式
(3 枚作成)

区 分	項番 8 1 3	(2 . 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更)	3 . 従たる営業所 の新設	4 . 従たる営業所 の廃止
大臣 知事	大臣コード			
許可番号	項番 8 2 2 5	許可 (般 特)	第	5 10 11 13 15 0 1 0 0 0 0 号
許可年月日	令和	0 1 年	0 5 月	0 1 日

【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1 . 一般 2 . 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30		

(従たる営業所)

フリガナ	ヒコネシテン	変更があった場合のみ記入します。 (記入例は、従たる営業所が新設された場合)	
従たる営業所の称	8 4	彦 根 支 店	
従たる営業所の所在地市町	8 5	2 5 2 0 2 滋賀県	
市町名	彦 根	市・町	
従たる営業所の所在地	8 6	元 町 4 - 1	
郵便番号	8 7	5 2 2 - 0 0 7 1 電話番号 0 7 4 9 - 2 7 - 2 2 4 1	
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1 . 一般 2 . 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30		

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の称	8 4
従たる営業所の所在地市町	8 5
市町名	
市・町	
従たる営業所の所在地	8 6
郵便番号	8 7
電話番号	
営業しようとする建設業	8 8
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1 . 一般 2 . 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30

(従たる営業所)

フリガナ	
従たる営業所の称	8 4
従たる営業所の所在地市町	8 5
市町名	
市・町	
従たる営業所の所在地	8 6
郵便番号	8 7
電話番号	
営業しようとする建設業	8 8
土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1 . 一般 2 . 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30

様式二十二号の二

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長 「国土交通大臣 「般
北海道開発局長 及び
知事」 知事」 特」
については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記 すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □ □ □ □で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□ □ 1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建 設 工 業 □ □のように左詰めで記入すること。
- 5 3 5 「許可番号」の欄の 「大臣 コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、知事 」 該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 3 6 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 3 7 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 3 8 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
- (例 (株) A 建設
B 建設 (有))
- | 種類 | 略号 |
|--------|-----|
| 株式会社 | (株) |
| 特例有限会社 | (有) |
| 合名会社 | (名) |
| 合資会社 | (資) |
| 合同会社 | (合) |
| 協同組合 | (同) |
| 協業組合 | (業) |
| 企業組合 | (企) |
- 14 3 9 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はバのように1文字として扱うこと。
- 15 4 0 「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 4 1 「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

様式二十二号の二

- 17 [4][2]「主たる営業所の所在地」及び[8][6]「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば震が関[2][1][1][3]のように記入すること。
- 18 [4][3]及び[8][7]のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば[0][3][5][2][5][3][8][1][1][1]のように左詰めで記入すること。
- 19 [4][4]「資本金額又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 [8][1]「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
- 「2．営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
- 「3．従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
- 「4．従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合
- なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3．従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4．従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。
- 22 [8][3]及び[8][8]「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、[8][4]「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

【様式22号の2「届出事項」の記載例】

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備 考
商号変更	大津建設(株)	甲乙建設(株)	R1.5.1	
商号変更	(有)甲乙建設	(株)甲乙建設	R1.5.1	
資本金変更	10,000千円	20,000千円	R1.5.1	
資本金変更	20,000千円	10,000千円	R1.5.1	
取締役の就任	—	滋賀 太郎	R1.5.1	
取締役の辞任	滋賀 三郎	—	R1.5.1	
代表取締役の変更	滋賀 太郎	滋賀 次郎	R1.5.1	
事業主の氏名変更	琵琶湖 太郎	西の湖 太郎	R1.5.1	
支配人の氏名変更	琵琶湖 次郎	西の湖 次郎	R1.5.1	
				営業所の新設
営業所の新設	—	日野営業所	R1.5.1	
営業所長の就任	—	滋賀 太郎	R1.5.1	日野営業所
営業所技術者の追加	—	滋賀 太郎	R1.5.1	日野営業所
				営業所の廃止
営業所の廃止	東近江営業所	—	R1.5.1	
営業所長の削除	滋賀 次郎	—	R1.5.1	東近江営業所
営業所技術者の削除	滋賀 次郎	—	R1.5.1	東近江営業所
				専技追加に伴う営業所の業種変更 ('ほ装'の追加)
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R1.5.1	日野営業所
	—	舗装工事業	R1.5.1	日野営業所
営業所技術者	土木 太郎	土木 太郎	R1.5.1	担当業種の変更
				専技削除に伴う営業所の業種変更 ('建築'の削除)
営業所の業種の廃止	土木工事業	土木工事業	R1.5.1	日野営業所
	建築工事業	—	R1.5.1	日野営業所
営業所技術者の削除	建築 太郎	—	R1.5.1	
				取締役(経管)が取締役を退任し、新任 の取締役が新たに経管に就任
経營業務管理責任者	琵琶湖 太郎	琵琶湖 三郎	R1.5.1	変更
取締役の退任	琵琶湖 太郎	—	R1.5.1	
取締役の就任	—	琵琶湖 三郎	R1.5.1	
				取締役(経管)が経管のみ離任し、既存 の取締役が経管者に就任
経營業務管理責任者	琵琶湖 太郎	琵琶湖 次郎	R1.5.1	変更

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた
(3) 営業所技術者を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至つた
ので届出をします。

令和 2 年 6 月 1 日

該当する理由を。で囲む

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

届出者
所在地 大津市京町四丁目1-1
商号または名称 甲乙建設(株)
代表者 代表取締役 琵琶湖 太郎

項番 大臣コード
知事
許可番号 5125 国土交通大臣許可(般特)第02000000号 許可年月日 令和02年05月01日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなつた場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 52 生年月日 13 14 16 18 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなつた場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 甲賀太郎 生年月日 S 4 8 年 0 8 月 1 9 日

営業所の名称 本店 建設工事の種類 電

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 53 生年月日 13 14 16 18 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

記載要領

1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

(1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合

この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5 2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。

(2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合

この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5 3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。

(3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合

この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5 3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。

(4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。

2 「 地方整備局長 国土交通大臣 「般
北海道開発局長 及び
知事 知事 特」

については、不要のものを消すこと。

3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記 すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 **5 1**「許可番号」の欄の 「大臣
知事」コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1**月**0 1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 **5 2**及び**5 3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建 設 □ 太 郎 □ □**のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0 1**月**0 1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

廢業屆

令和 元年 6 月 1 日

代 表 者 **代表取締役 琵琶湖 太郎**

- 104 -

記載要領

1

「近畿地方整備局長」「国土交通大臣」及び「^{「般}滋賀県知事」、^{知事}」及び「^特」については、不要のものを消すこと。

2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

4 [5][4]「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。

5 [5][5]「許可番号」の欄の^{「大臣}知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について建設業法施行規則別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 [5][6]「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

7 [5][7]「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、記載要領6と同じ要領で記入すること。

8 太線の枠内には記入しないこと。

9 「廃業理由」の欄は、該当する番号に○をすること。

10 「廃業年月日」の欄は、実際に廃業した年月日を記入すること。

（その他添付資料）

- (1) 許可通知書（全廃業の場合のみ。ただし、一部廃業であっても提出の必要な場合がある。）
- (2) 税務署への廃業届（写し）（個人事業主が事業そのものを廃止する場合。）
- (3) その他確認書類（必要に応じて添付すること。）

変 更 届 出 書 (決 算)

令和 2 年 7 月 15 日

経営事項審査申請予定の有無 (該当するものに○を記入)	
有	無

「有」の場合、下記も記入

事業年度ごとの消費税課税・免税の別 (直前3年について、課税・免税いずれかに○)	
第 14 期 平成 30 年 3 月 31 日 決算	課税・免税
第 15 期 平成 31 年 3 月 31 日 決算	課税・免税
第 16 期 令和 2 年 3 月 31 日 決算	課税・免税

届出する決算期を含む直前3年の事業年度

近畿地方整備局長
滋賀県知事

許可年月日 2 年 5 月 1 日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可(般 - 2)第 10000 号
滋賀県知事

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

法人の場合のみ記入(国税庁から通知された13桁の番号)

届 出 者

所 在 地 大津市京町4丁目1-1

商号または名称 甲乙建設(株)

代 表 者 代表取締役 琵琶湖 太郎

行政書士が作成・提出を代理する場合は、届出者に加え、その者の氏名も併記し、職印を押印すること。

事業年度(第 16 期 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)が終了したので別添のとおり、提出します。

【 事業年度終了変更届 (決算変更届) 届出書類・添付書類等 】

- 変更届出書(決算)
- 様式第2号
- 様式第3号
- 財務諸表 (法人…様式第15号・16号・17号・17号の2)
(個人…様式第18号・19号)
- 事業税の納税証明書(税額の記載のあるもの、
未納のないことの証明ではありませんのでご注意ください。)
- 事業報告書(株式会社のみ)

【事業年度内に】

- 使用人数に変更があった場合…様式第4号
- 営業所長の移動があった場合…様式第11号
- 定款の変更があった場合 …定款(写)または議事録
- 健康保険等の加入状況の人数に変更があった場合
…様式第7号の3

記載要領

- 「国土交通大臣 及び 「近畿地方整備局長 滋賀県知事」 については、不要のものを消すこと。
- 届出者は、実印を押印すること。

. 建設業許可申請様式集

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者
所在地
商号または名称
代表者

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	11
申請の区分	3	10	15
申請年月日	3	5	4

国土交通大臣 許可（般 - ）第 号 令和 年 月 日

（ 1. 新規 4. 業種追加 7. 一般・特新規 + 更新
2. 許可換入新規 5. 更新 8. 業種追加 + 更新
3. 一般・特新規 6. 一般・特新規 + 業種追加 9. 一般・特新規 + 業種追加 + 更新 ）

許可の有効期間の調整 （ 1. する 2. ししない ）

許可を受けようとする建設業	0	4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
申請時において既に許可を受けている建設業	0	5	
商号又は名称のフリガナ	0	6	
商号又は名称	0	7	
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0	8	
代表者又は個人の氏名	0	9	
主たる営業所の所在地市区町村コード	1	0	都道府県名 滋賀県 市区町村名
主たる営業所の所在地	1	1	
郵便番号	1	2	
ファックス番号			

法人又は個人の別	1	3	3	（ 1. 法人 2. 個人 ）	資本金額又は出資総額	4	5	10	（ 千円 ）	法人番号	13	15	20	25
兼業の有無	1	4	3	（ 1. 有 2. 無 ）	建設業以外に行っている営業の種類									

許可換えの区分	1	5	3	（ 1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可 ）										
旧許可番号	1	6	3	大臣 知事	コード	国土交通大臣 知事	許可（般 - ）	第 号	5	10	旧許可年月日	11	13	15

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先
所属等 氏名 電話番号
ファックス番号

令和 年 月 日

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄	
区 分	項番 3 8 1 1
大臣 知事 コード	
許 可 番 号	項番 3 8 2 2 5 国土交通大臣 許可 (般 特) 第 5 号 令和 11 年 13 月 15 日 滋賀県知事

(主たる営業所)

主たる営業所の名 称		フリガナ
営 業 し ょ う と す る 建 設 業	8 3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 3 5 10 15 20 25 30 (1 . 一 般 2 . 特 定)
変 更 前		

(従たる営業所)

従たる営業所の名 称		フリガナ
8 4	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
8 5	3 5 2 5 滋賀県 市町名 市・町	
8 6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
8 7	3 5 6 10 15 20 郵便番号 電話番号	
8 8	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40 営 業 し ょ う と す る 建 設 業 (1 . 一 般 2 . 特 定)	
変 更 前		

(従たる営業所)

従たる営業所の名 称		フリガナ
8 4	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
8 5	3 5 2 5 滋賀県 市町名 市・町	
8 6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
8 7	3 5 6 10 15 20 郵便番号 電話番号	
8 8	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40 営 業 し ょ う と す る 建 設 業 (1 . 一 般 2 . 特 定)	
変 更 前		

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ・ 変 更 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業たる 所				
従 たる 営 業 所				

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領６の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

電子決済用レシート貼付書

《申請者情報》

商号または名称

許可番号

《決済者情報》

決済名義人の氏名

申請者と決済
名義人の関係

《レシート貼り付け欄》

《行政庁記入欄》

新規		90,000円
般特新規		90,000円
業種追加(般・特いずれか)		50,000円
業種追加(般・特両方)		100,000円
更新(般・特いずれか)		50,000円
更新(般・特両方)		100,000円
般特新規＋業種追加		140,000円
般特新規＋更新		140,000円
般特新規＋業種追加＋更新		190,000円
業種追加(般・特いずれか) ＋更新(般・特いずれか)		100,000円
業種追加(般・特両方) ＋更新(般・特いずれか)		150,000円
業種追加(般・特いずれか) ＋更新(般・特両方)		150,000円
業種追加(般・特両方) ＋更新(般・特両方)		200,000円
(その他の場合、申請内容を記入)		円

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営 業 所 の 名 称	フ リ ガ ナ 営業所技術者等 の 氏 名	建 設 工 事 の 種 類	有 資 格 区 分

工事経歴書

（建設工事の種類） 工事（税込・税抜）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 置 技 術 者 氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別（該当箇所に印を記 主任技術者 監理技術者	請 負 代 金 の 額		工 期 着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
							うち、	・PC ・法面処理 ・鋼橋上部		
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月

小 計	件	うち 元請工事	
		千円	千円

合 計	件	うち 元請工事	
		千円	千円

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

- 1 この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~ の役員等及び建設業法施行令第 3 条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第 8 条各号（同法第 17 条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~ 所在地
商号または名称
代 表 者

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~

滋賀県知事 殿

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~、~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~ 「~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
知事」 については不要なものを消すこと

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

（１） 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	
経験年数	年 月から 年 月まで 満 年 月
証明者と被証明者との関係	
備考	

令和 年 月 日

証明者
所在地
商号または名称
代表者
許可番号・許可年月日

（２） 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役
本 人
の支配人 } で第7条第1号イ { } に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

申請者
届出者
所在地
商号または名称
代表者

申請又は届出の区分 { 項番 3 } (1 . 新規 2 . 変更 3 . 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣知事コード
許可番号 { 1 8 2 5 } 国土交通大臣知事許可（般特 - { } ）第 { } 号 許可年月日 令和 { } 年 { } 月 { } 日

記

【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ { 1 9 }
氏 名 { 2 0 } 生 年 月 日 { } 年 { } 月 { } 日
住 所

【変 更 前】

氏 名 { 2 1 } 生 年 月 日 { } 年 { } 月 { } 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現 住 所														
氏 名						生 年 月 日		年 月 日生						
職 名														
	期 間				従 事 し た 職 務 内 容									
職 歴	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
賞 罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容									
上記のとおり相違ありません。														
令和 年 月 日 氏 名														

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。
- 令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
滋賀県知事 殿

申請者
届出者
所在地
商号または名称
代表者

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可（般特 - ）第 号 令和 年 月 日

滋賀県知事

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(人)					

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- （１） 下記のとおり、建設業法第7条第2号
建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- （２） 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 年 月 日

申請者
届出者
所在地
商号または名称
代表者

~~近畿地方整備局長~~
滋賀県知事

区	分	項番	3	1	大臣 知事	コード	1.新規許可等	2.営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更	3.営業所技術者等の追加	4.営業所技術者等の交替に伴う削除	5.営業所技術者等が置かれる営業所のみ変更	許可年月日								
許	可	番	号	6	2	2	5	国土交通大臣 滋賀県知事	許可（般特）	第	5	10	号	令和	11	年	13	月	15	日

記

		項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕																																		
氏名	6	3	3	5	10	15	18	20	生年月日											年	月	日																
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解						
今後担当する建設工事の種類	6	4	3	5	10	15	20	25	30																													
現在担当している建設工事の種類																																						
有資格区分	6	5	1	2	3	4	5	6	7	8																												
			3	5	7	9	11	13	15	17																												
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日										営業所の名称（旧所属）																											
営業所技術者の住所											営業所の名称（新所属）																											

		項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕																																		
氏名	6	3	3	5	10	15	18	20	生年月日											年	月	日																
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解						
今後担当する建設工事の種類	6	4	3	5	10	15	20	25	30																													
現在担当している建設工事の種類																																						
有資格区分	6	5	1	2	3	4	5	6	7	8																												
			3	5	7	9	11	13	15	17																												
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日										営業所の名称（旧所属）																											
営業所技術者の住所											営業所の名称（新所属）																											

		項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕																																		
氏名	6	3	3	5	10	15	18	20	生年月日											年	月	日																
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解						
今後担当する建設工事の種類	6	4	3	5	10	15	20	25	30																													
現在担当している建設工事の種類																																						
有資格区分	6	5	1	2	3	4	5	6	7	8																												
			3	5	7	9	11	13	15	17																												
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日										営業所の名称（旧所属）																											
営業所技術者の住所											営業所の名称（新所属）																											

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、
工事に關し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

所在地
商号または名称
証明者代表者
(電話番号)
被証明者との関係

記

技術者の氏名	生年月日	使用された期間	年 月から 年 月まで
使用者の商号 又は 名称			
職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
		年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由		合 計 満 年 月	

記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、
工事に關し、下記のとおり指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

所在地
商号または名称
証明者代表者
(電話番号)
被証明者との関係

記

技術者の氏名		生年月日		使用された	年 月から
使用者の商号 又は名称				期 間	年 月まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合 計 満	年 月

記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。

2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。

3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

令和 年 月 日

[illegible]

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住	所									
氏	名		生	年	月	日		年	月	日生
役	名	等								
賞 罰	年	月	日	賞 罰 の 内 容						
上記のとおり相違ありません。										
令和 年 月 日 氏 名										

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住	所				
氏	名		生 年 月 日	年 月 日生	
営 業 所	名				
職	名				
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容			
上記のとおり相違ありません。					
令和 年 月 日 氏 名					

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額

記載要領
この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸借対照表
令和 年 月 日現在
（会社名）
資産の部

（単位：千円）

流動資産

現金預金
受取手形
完成工事未収入金
有価証券
未成工事支出金
材料貯蔵品
短期貸付金
前払費用
その他
貸倒引当金
流動資産合計

A

固定資産

(1) 有形固定資産

建物・構築物
減価償却累計額
機械・運搬具
減価償却累計額
工具器具・備品
減価償却累計額
土地
リース資産
減価償却累計額
建設仮勘定
その他
減価償却累計額
有形固定資産計

(2) 無形固定資産

特許権
借地権
のれん
リース資産
その他
無形固定資産計

(3) 投資その他の資産

投資有価証券
関係会社株式・関係会社出資金
長期貸付金
破産更生債権等
長期前払費用
繰延税金資産
その他の
貸倒引当金
投資その他の資産計

固定資産合計

(+ +) B

繰延資産

創立費
開業費
株式交付費
社債発行費
開発費
繰延資産合計

資産合計

(A + B + C) D

負 債 の 部

(単位 : 千円)

流 動 負 債

支 払 手 形		
工 事 未 払 金		
短 期 借 入 金		
リ ー ス 債 務		
未 払 金		
未 払 費 用		
未 払 法 人 税 等		
未 成 工 事 受 入 金		
預 り 金		
前 受 収 益		
() 引 当 金		
そ の 他		
流 動 負 債 合 計		E

固 定 負 債

社 債		
長 期 借 入 金		
リ ー ス 債 務		
繰 延 税 金 負 債		
() 引 当 金		
負 の の れ ん		
そ の 他		
固 定 負 債 合 計		F

負 債 合 計		G
		(E + F)

純 資 産 の 部

(単位：千円)

株 主 資 本

(1) 資 本 金

(2) 新株式申込証拠金

(3) 資 本 剰 余 金

資 本 準 備 金

その他資本剰余金

資 本 剰 余 金 合 計

(4) 利 益 剰 余 金

利 益 準 備 金

その他利益剰余金

準 備 金

積 立 金

繰越利益剰余金

利 益 剰 余 金 合 計

(5) 自 己 株 式

(6) 自己株式申込証拠金

株 主 資 本 合 計

_____ H

(+ ~ + - +)

評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金

(2) 繰延ヘッジ損益

(3) 土地再評価差額金

評価・換算差額等合計

_____ I

(+ +)

新 株 予 約 権

_____ J

純 資 産 合 計

_____ K

(H + I + J)

負 債 純 資 産 合 計

(D = G + K)

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万
円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として
記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に
属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産につい
てその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の
科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100
分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産
の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他
の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資
産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目
をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれ
ん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その
他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれ
ん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会
計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰
延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰
延税金資産」または「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控
除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース
資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び
「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、
「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資
金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又
は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申
込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利
益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として
記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、
評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示
する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令 和 年 月 日
至 令 和 年 月 日

（会社名）

（単位：千円）

売 上 高

完 成 工 事 高
兼 業 事 業 売 上 高

_____ A

売 上 原 価

完 成 工 事 原 価
兼 業 事 業 売 上 原 価

_____ B

売上総利益（売上総損失）

完成工事総利益（完成工事総損失） (-)

兼業事業総利益（兼業事業総損失） (-) C

(A - B)

販売費及び一般管理費

役 員 報 酬
従 業 員 給 料 手 当
退 職 金
法 定 福 利 費
福 利 厚 生 費
修 繕 維 持 費
事 務 用 品 費
通 信 交 通 費
動 力 用 水 光 熱 費
調 査 研 究 費
広 告 宣 伝 費
貸 倒 引 当 金 繰 入 額
貸 倒 損 失
交 際 費
寄 付 金
地 代 家 賃
減 価 償 却 費
開 発 費 償 却
租 税 公 課
保 険 料
雑 費

_____ D

営業利益（営業損失）

(C - D) _____ E

営 業 外 収 益

受 取 利 息 及 び 配 当 金
そ の 他

_____ F

営 業 外 費 用

支 払 利 息
貸 倒 引 当 金 繰 入 額
貸 倒 損 失
そ の 他

_____ G

経 常 利 益 (経 常 損 失)

_____ H
(E + F - G)

特 別 利 益

前 期 損 益 修 正 益
そ の 他

_____ I

特 別 損 失

前 期 損 益 修 正 損
そ の 他

_____ J

税引前当期純利益(税引前当期純損失)

_____ K
(H + I - J)

法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税

法 人 税 等 調 整 額

_____ L

当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失)

===== (K - L)

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令 和 年 月 日

至 令 和 年 月 日

(会 社 名) _____

(単 位 : 千 円)

材 料 費 _____

労 務 費
(うち 労 務 外 注 費 _____) _____

外 注 費 _____

経 費
(うち 人 件 費 _____) _____

完 成 工 事 原 価 _____
= 損益計算書の

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
(会社名)

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予約権	純資産 合 計									
	資 本	新 株 申 込 金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	剰 余 金			株 資 本 合 計	自 己 株 式	株 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 償 減 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計									
			資 本 剰 余 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金																	
								積 立 金	繰 上 利 益	利 益 剰 余 金 合 計															
当期首残高																									
当期変動額																									
新株の発行																									
剰余金の配当																									
当期純利益																									
自己株式の処分																									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																									
当期変動額合計																									
当期末残高																									

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たつて有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 2 条第 3 項第 59 号に規定する遡及適用又は同項第 64 号に規定する誤^{びゅう}謬の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。

- 14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 評価・換算差額等
 - その他有価証券評価差額金
 - その他有価証券の売却又は減損処理による増減
 - 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - 繰延ヘッジ損益
 - ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
 - 純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
 - 新株予約権の発行
 - 新株予約権の取得
 - 新株予約権の行使
 - 新株予約権の失効
 - 自己新株予約権の消却
 - 自己新株予約権の処分
- 17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
- この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

	注	記	表	
自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

（会社名）_____

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
 - 4 - 2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤^{ひゆう}謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
担保に供している資産の内容及びその金額
担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種 類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科 目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

17— 2 収益認識関係

18 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4 - 2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17― 2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合には、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従つて記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性

が認められなくなつた場合を除く。)は、次に掲げる事項を記載する。

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否かの別

注 2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

(4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との工事契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。

当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

及び に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たつて採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注 3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあつては、口及び八に掲げる事項を省略することができる。

当該会計方針の変更の内容

当該会計方針の変更の理由

会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する遡及適用(以下単に「遡及適用」という。)をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、口に掲げる事項を除く。)

イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額

ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかつた理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注 4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

当該表示方法の変更の内容

当該表示方法の変更の理由

注 4 - 2

(1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

(2) 当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した額

(3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

注 5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

当該会計上の見積りの変更の内容

当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注 6 会社計算規則第 2 条第 3 項第 64 号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

当該誤謬^{びゅう}の内容

当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注 7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。

注 8

- (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注 9

- (3) 事業年度中に行つた剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注 10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注 11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね 1 割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注 12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注 13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注 14 「関連当事者」とは、会社計算規則第 112 条第 4 項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付

その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第 112 条第 4 項各号に掲げる関連当事者の種類

を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注17-2 会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、及び に掲げる事項を省略することができる。

当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

収益を理解するための基礎となる情報

当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

なお、 から に掲げる事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、記載を要しない。

注18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					-

5 関係会社有価証券明細表

貸倒引当金繰上明細表													
株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												
社 債	銘 柄	期 首 残 高			当期増加額	当期減少額	期 末 残 高			摘要			
		取得価額		貸借対照 表計上額			取得価額		貸借対照 表計上額				
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円					
	計												
その他の有価証券													
	計												

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					-

7 短期借入金明細表

借 入 先	金 額	返 済 期 日	摘 要
	千円		
計			

8 長期借入金明細表

借 入 先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					-

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					-

10 保証債務明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対

する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。

- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間ににおける1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日現在

（商号又は名称）

資 産 の 部

（単位：千円）

流 動 資 産

現 金 預 金

受 取 手 形

完成工事未収入金

有 価 証 券

未成工事支出金

材 料 貯 蔵 品

そ の 他

貸 倒 引 当 金

流 動 資 産 合 計

A

固 定 資 産

建 物 ・ 構 築 物

機 械 ・ 運 搬 具

工具器具・備品

土 地

建 設 仮 勘 定

破産更生債権等

そ の 他

固 定 資 産 合 計

B

資 産 合 計

C

(A + B)

負 債 の 部

（単位：千円）

流 動 負 債

支 払 手 形

工 事 未 払 金

短 期 借 入 金

未 払 金

未 成 工 事 受 入 金

預 り 金

() 引 当 金

そ の 他

流 動 負 債 合 計

D

固 定 負 債

長 期 借 入 金

そ の 他

固 定 負 債 合 計

E

負 債 合 計

F

(D + E)

純 資 産 の 部

（単位：千円）

期 首 資 本 金

事 業 主 借 勘 定

事 業 主 貸 勘 定

事 業 主 利 益

(= 損益計算書の L)

純 資 産 合 計

G

負 債 純 資 産 合 計

(F + G)

注 ： 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税 抜 ・ 税 込

（該当に○を記入）

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金——前期末の資本合計
事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損 益 計 算 書

自 令 和 年 月 日
至 令 和 年 月 日

（商号又は名称）

（単位：千円）

完 成 工 事 高 A

完 成 工 事 原 価

材 料 費
労 務 費
（うち労務外注費）
外 注 費
経 費 B

完成工事総利益（完成工事総損失） C
（A - B）

兼 業 売 上 高 D

兼 業 売 上 原 価 E

兼業売上総利益（兼業売上総損失） (D - E) F

売 上 総 利 益 （ 売 上 総 損 失 ） (C + F) G

販売費及び一般管理費

従 業 員 給 料 手 当
退 職 金
法 定 福 利 費
福 利 厚 生 費
維 持 修 繕 費
事 務 用 品 費
通 信 交 通 費
動 力 用 水 光 熱 費
広 告 宣 伝 費
交 際 費
寄 付 金
地 代 家 賃
減 価 償 却 費
租 税 公 課
保 険 料
雑 費 H

営業利益（営業損失）

$$\overline{\quad\quad\quad}^{\text{I}}$$

營業外收益

受取利息及び配当金
その他の

_____ J

營業外費用

支 払 利 息
そ の 他

_____ K

事業主利益（事業主損失）

$$\frac{L}{(I + J - K)}$$

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の 10 分の 1 を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領 6 は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、所在地の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）については、その番号および業種名を付して記載すること。
また、営業所の新設・変更・廃止については、その業種名を記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

- 記事

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関

- 記載要領
- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
 - 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）

営業所の写真

営業所の名称	
所在地	
所有状況	自己所有・賃貸借等
1、建物の外観(全景)	年 月 日撮影

(作成要領)

建物の外観(全景)の写真は、看板、表札等の商号が具体的に確認できるものとしてください。

なお、ビル等の建物に入っている場合は、建物の入口部分の写真を別途撮影し、提出してください。

- 営業所の建物の写真を作成し、この用紙に貼付して添付してください。
【L版サイズ 89×127(mm)以上で台紙(A4)の枠内に貼れるサイズ】
なお、この様式に準じた任意様式でも可とします。
- 営業所の実態が確認できる写真を添付してください。
確認しにくい場合は、必要に応じて追加して写真等の資料を提出していただく場合があります。
- 写真はカラーとし、ポラロイド写真は不可としますが、デジタル写真は可とします。このEXCEL様式に直接画像を貼り付け、プリントする方法でも可としますが、その場合には写真が鮮明に印刷される用紙を使用してください。
- 写真の枚数制限はありません。用紙が不足する場合は、適宜必要箇所を修正して提出してください。
- 写真は、3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。
- 所有状況は自己所有、賃貸借等の別について、該当するものに○をしてください(法人役員や家族等の所有物件の場合も賃貸借等としてください)。

営業所の写真

営業所の名称			
所在地			
2、建物の内観	年 月 日撮影		
(作成要領) 建物の内観の写真は、電話、机等の什器備品及び各種事務台帳等が備えられていることが確認できるものとしてください。 1 営業所の建物の写真を作成し、この用紙に貼付して添付してください。 【L版サイズ 89×127(mm)以上で台紙(A4)の枠内に貼れるサイズ] なお、この様式に準じた任意様式でも可とします。 2 営業所の実態が確認できる写真を添付してください。 確認しにくい場合は、必要に応じて追加して写真等の資料を提出していただく場合があります。 3 写真はカラーとし、ポラロイド写真は不可としますが、デジタル写真は可とします。このEXCEL様式に直接画像を貼り付け、プリントする方法でも可としますが、その場合には写真が鮮明に印刷される用紙を使用してください。 4 写真の枚数制限はありません。用紙が不足する場合は、適宜必要箇所を修正して提出してください。 5 写真は、3ヶ月以内に撮影したものを添付してください。			

(第一面)

(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所に置かれる専任の技術者
建設業法第15条第2号

令和 年 月 日

届出者
所在地
商号または名称
代表者

大臣コード
知事

許可年月日

許 可 番 号 3 5 頂 番 3 5 国 土 交 通 大 臣 滋 賀 県 知 事 許 可 (般 特 - □ □) 第 5 10 15 号 令 和 11 年 13 月 15 日

法人番号

福

[illegible]

【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

資本金額又は出資総額 4 4 3 5 10 (千円)

ファックス番号

(第二面)

(用紙A4)

コンピューター入力様式
(3枚作成)

区 分	項番 8 1	3	(2 . 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更)	3 . 従たる営業所 の新設	4 . 従たる営業所 の廃止
大臣コード 知事	項番 8 2	2 5	滋賀県知事		
許可番号	項番 8 2	2 5	許可 (般 特)	第	5 10 11 13 15
					許可年月日 令和 年 月 日

【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】
(主たる営業所)

営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1 . 一般 2 . 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30		

(従たる営業所)

従たる営業所の称	8 4	フリガナ	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40
従たる営業所の所在地市町	8 5	2 5 滋賀県	市町名 市・町
従たる営業所の所在地	8 6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
郵便番号	8 7	3 5 6 10 15 20	
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1 . 一般 2 . 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30		

(従たる営業所)

従たる営業所の称	8 4	フリガナ	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40
従たる営業所の所在地市町	8 5	2 5 滋賀県	市町名 市・町
従たる営業所の所在地	8 6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
郵便番号	8 7	3 5 6 10 15 20	
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1 . 一般 2 . 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30		

(従たる営業所)

従たる営業所の称	8 4	フリガナ	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40
従たる営業所の所在地市町	8 5	2 5 滋賀県	市町名 市・町
従たる営業所の所在地	8 6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
郵便番号	8 7	3 5 6 10 15 20	
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	(1 . 一般 2 . 特定)
変更前	3 5 10 15 20 25 30		

届 出 書

下記のとおり、
(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなつた
(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなつた
(3) 営業所技術者を削除した
(4) 欠格要件に該当するに至つた
ので届出をします。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事 殿

届出者
所在地
商号または名称
代表者

項番 大臣コード
知事
許可番号 5 1 2 5 国土交通大臣許可(般特-)第 5 10 号 許可年月日 令和 11 13 15 年 月 日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなつた場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 2 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔専任の技術者〕を満たさなくなつた場合
(3) 専任の技術者を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 5 3 3 5 10 生年月日 13 14 16 18 年 月 日

営業所の名称 建設工事の種類

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至つた場合

具体的事由

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 年 月 日

届出者
所在地
商号または名称
代表者

~~近畿地方整備局長~~
滋賀県知事

届出の区分

項番	3
5	
4	

(1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

大臣
知事コード

許可番号

国土交通大臣
知事許可（般特）第

許可年月日

令和

年

月

日

記

廃止した建設業 5 6

 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 3 5 10 15 20 25 30

届出時に許可を受けている建設業 5 7

 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 3 5 10 15 20 25 30

(1 . 一般)
 (2 . 特定)

行政庁側記入欄
整理区分

決裁年月日

令和 年 月 日

【備考】

廃業等の年月日	令和 年 月 日
廃業等の理由	(１) 許可に係る建設業者が死亡したため (２) 法人が合併により消滅したため (３) 法人が破産手続開始の決定により解散したため (４) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため (５) 許可を受けた建設業を廃止したため

変更届出書 (決算)

令和 年 月 日

経営事項審査申請予定の有無 (該当するものに○を記入)	
有	無



「有」の場合、下記も記入

事業年度ごとの消費税課税・免税の別 (直前3年について、課税・免税いずれかに○)				
第 期	年	月	日 決算	課税・免税
第 期	年	月	日 決算	課税・免税
第 期	年	月	日 決算	課税・免税

許可年月日 年 月 日

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 許可() 第 号
滋賀県知事

法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人の場合のみ記入(国税庁から通知された13桁の番号)

届出者

所在地

商号または名称

代表者

近畿地方整備局長
滋賀県知事

事業年度(第 期 年 月 日から 年 月 日まで)が終了したので別添のとおり、提出します。

【事業年度終了変更届(決算変更届)届出書類・添付書類等】

- 変更届出書(決算)
- 様式第2号
- 様式第3号
- 財務諸表(法人…様式第15号・16号・17号・17号の2)
(個人…様式第18号・19号)
- 事業税の納税証明書(税額の記載のあるもの、
未納のないことの証明ではありませんのでご注意ください。)
- 事業報告書(株式会社のみ)

【事業年度内に】

- 使用人数に変更があった場合…様式第4号
- 営業所長の移動があった場合…様式第11号
- 定款の変更があった場合 …定款(写)または議事録
- 健康保険等の加入状況の人数に変更があった場合
…様式第7号の3

記載要領

- 1 「国土交通大臣 及び 「近畿地方整備局長 滋賀県知事」 については、不要のものを消すこと。
- 2 届出者は、実印を押印すること。

令和 年 月 日

国土交通大臣

殿

滋 賀 県 知 事

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

一般
特定

建設業の許可申請の取下げ願

令和 年 月 日付けで 一般 建設業の許可申請をしましたが、下記の理由によ
り許可の取下げをいたします。
特定

記

取下げ理由

発 注 者 証 明 書

1 工 事 名	工事内容がわかるように具体的に記入すること。 下請の場合は、下請工事の内容を明記すること。	
2 工 事 場 所 <u>(字、番地まで記入のこと)</u>		
3 工事請負額	円	(税込・税抜) いずれかに。
4 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日	
5 工事請負人		

上記のとおり、私が発注したことを証明します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

電話番号

注：必ず発注者自らの署名押印(実印)であること

個人事業主の事業承継に伴う経営業務の補佐経験証明書

令和 年 月 日

滋賀県知事

証明者（現在許可を受けている第三者）

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

国土交通大臣許可（般・特 - ）第 号
知事許可

許可年月日 年 月 日

下記の者は、（前事業主氏名） の個人事業における経営業務を補佐した経験を有することを証明します。

記

1 経営業務を補佐した者の氏名（承継人）

2 経営業務を補佐していた期間 年 月から 年 月

注意事項

- ・経営業務を補佐した経験とは、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経営業務に従事した経験をいいます。
- ・押印箇所には、法人においては会社の実印、個人においては個人の実印を押印してください。
- ・許可行政庁が必要と判断した場合は、証明内容について照会することがありますので御協力ください。

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ{ }に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者 _____

(2) 下記の者は、許可申請者{ の常勤の役
本人
の支配人 }で第7条第1号ロ{ }に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

滋賀県知事 殿

申請者
届出者 _____

申請又は届出の区分 { 項番 3
1 7 } (1.新規 2.変更 3.常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和 年 月 日

大臣
知事コード

許可番号 { 1 8 2 5 } 国土交通大臣 許可(一般特 - { })第 { } 号 令和 { } 年 { } 月 { } 日

記

【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ { 1 9 }
氏 名 { 2 0 } 生 年 月 日 { } 年 { } 月 { } 日
住 所 _____

【変 更 前】

氏 名 { 2 1 } 生 年 月 日 { } 年 { } 月 { } 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事

殿

申請者
届出者

役職名等

経年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 ☐ 2 ☐ 2 ☐ 3 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事コード

許可番号 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 5 国土交通大臣 知事 許可 (般 特 - ☐ ☐) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 許可年月日 令和 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 2 ☐ 4 ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ 2 ☐ 5 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生年月日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日
住 所 _____

【変更前】

氏 名 ☐ 2 ☐ 6 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

申請者
届出者

経 験 年 数 年 月 から 年 月 まで 満 年 月

備 考

申請又は届分
の区
2 7 3
(1 . 新規 2 . 変更 3 . 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変
 の 年 月 日 令和 年 月 日

大臣
知事コード

許可年月日

許 可 番 号

		3
2	3	2
		5

 国土交通大臣 知事 許可 (般 股) 第

		5				10

 号 令和

		11

 年

		13

 月

		15

 日

記

【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ		2	8											
氏名		2	9											
住所														

元号〔令和 R、平成 H、昭和 S、大正 T、明治 M〕
 生 年 月 日 年 月 日

【变更前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

[illegible]

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

令和 年 月 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
滋賀県知事

殿

申請者
届出者

役職名等

経 験 年 数 年 月 から 年 月 まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備 考

申請又は届出の区分 ☐ 3 ☐ 1 ☐ 3 (1.新規 2.変更 3.常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変 更 日 令和 年 月 日

大臣
知事コード

許可番号 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 2 ☐ 5 国土交通大臣 知事 許可 (般 特 - ☐ ☐) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 許可年月日 令和 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 3 ☐ 2 ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ 3 ☐ 3 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日
住 所 _____

【変 更 前】

氏 名 ☐ 3 ☐ 4 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生 年 月 日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現 住 所														
氏 名						生 年 月 日		年 月 日生						
職 名														
	期 間				従 事 し た 職 務 内 容									
職 歴	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
賞 罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容									
上記のとおり相違ありません。														
令和 年 月 日 氏 名														

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現 住 所														
氏 名						生 年 月 日		年 月 日生						
職 名														
	期 間				従 事 し た 職 務 内 容									
職 歴	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
	自	年	月	日										
	至	年	月	日										
賞 罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容									
上記のとおり相違ありません。														
令和 年 月 日 氏 名														

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

. 資 料

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合
様式第 28 号（第 25 条関係）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
この店舗で営業している建設業			

記載要領

「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合
（発注者から直接請け負ったものに限り）

様式第 29 号（第 25 条関係）

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
許可年月日			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が有する資格者証等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 4 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣
知事」については、不要のものを消すこと。

入札参加申請書記載事項の変更申請について（県内業者）

次の事項に変更があった場合、すみやかに（変更から約１週間以内。ただし、すみやかに申請ができない事情がある場合は、滋賀県監理課審査契約係までご連絡ください。）滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムから「変更申請」を行い、確認書類を提出してください。なお、滋賀県・滋賀県内の全１９市町では、競争入札参加資格審査申請の受付窓口を一本化しているため、各申請団体への変更届等の提出は原則不要ですが、一部団体においては変更内容によって書類の提出を求める場合がありますのでご注意ください。

また、変更の手続き中に入札へ参加する場合、または、変更申請後１ヵ月を経過してなお変更前の内容で入札通知等が送付されている等の場合については、各発注機関へお問合せいただきますようよろしくお願いいたします。

なお、「変更申請」を行うまでに令和６年度（令和７年度名簿のための申請）の「新規申請」もしくは「継続申請」を行った方は、P183の作業が必要となりますのでご注意ください。

【変更事項】（以下の変更事項以外は共同受付対象外となっております。）

主たる営業所（本社・本店）

- ・所在地・郵便番号・商号・名称（フリガナ）・代表者職名・代表者氏名（フリガナ）
- ・電話番号・FAX番号・個人事業の代替わり　・法人成（個人で入札参加されている方が法人を設立された場合）　・入札参加（一部）廃止（注：建設工事のみ対象。コンサルタント等業務についてはシステム対象外のため、入札参加団体へお問合せください。）・【建設工事】一般建設業　特定建設業許可の変更

入札参加支店営業所（上記以外の場合）

- ・所在地・郵便番号・支店名・代表者職名・代表者氏名（フリガナ）・電話番号・FAX番号
- ・入札参加（一部）廃止（注：建設工事のみ対象。コンサルタント等業務についてはシステム対象外のため、入札参加団体へお問合せください。）・【建設工事】一般建設業　特定建設業許可の変更

上記の項目以外の変更が必要な方（吸収合併や営業所の廃止・追加など）については滋賀県へご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

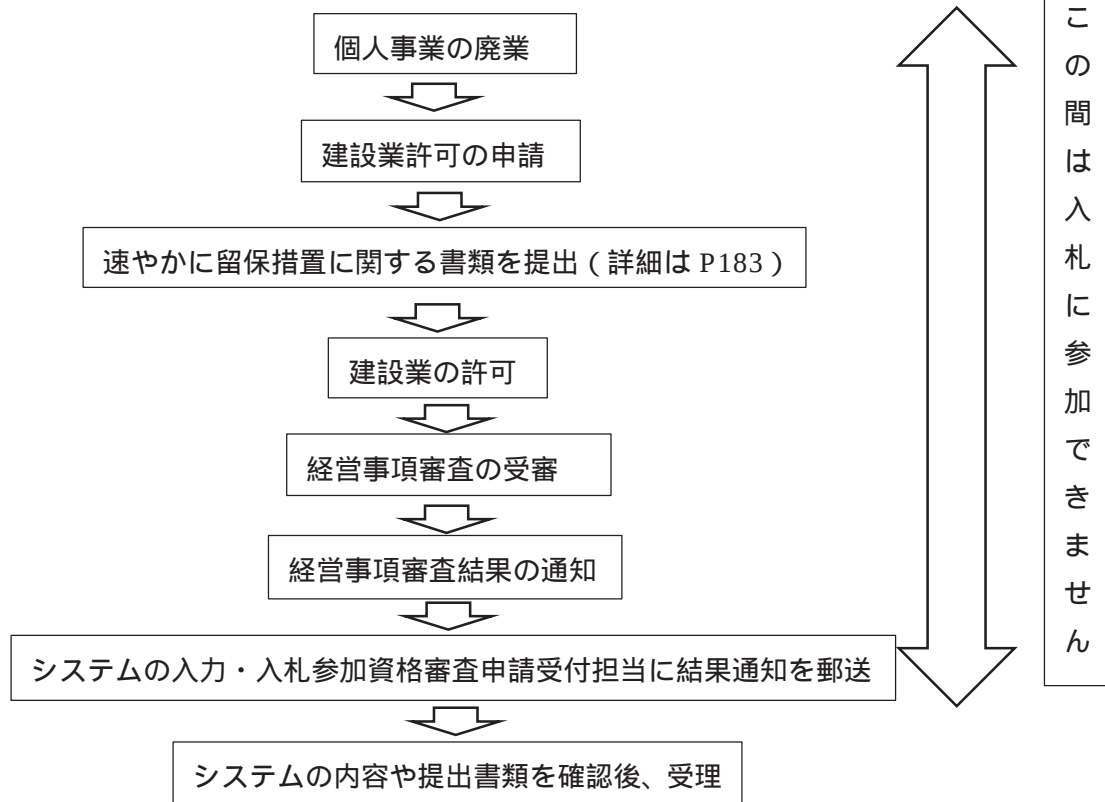
【変更日が異なる複数の変更申請をされる際の注意事項】

変更日（事実発生日）が異なる変更事項がある場合は、変更日ごとに変更申請を行ってください。

例えば①４月１日付け主たる営業所の代表者変更、　４月５日付け入札参加支店営業所の代表者変更があった場合、①の変更申請行い、受理されたのち、②の変更申請を行ってください。①

をまとめて申請されますと変更日の判別ができません。お手数ですがよろしくお願いいたします。
連絡先：滋賀県土木交通部監理課審査契約係　TEL：０７７－５２８－４１１６

個人事業の代替わりおよび法人成の手続きは以下のとおりです。



○ 変更申請および確認書類の提出方法

【申請方法の概要】

手順 1	システムにログインする。
手順 2	変更申請から変更事項を入力する。
手順 3	「申請書提出（確認）」ボタンを押し、その後「提出」ボタンを押し。
手順 4	チェックリスト等の確認書類を滋賀県に提出する。

システムの入力方法は
令和6年度滋賀県市町
入札参加資格審査
申請マニュアル(変更
申請用)をご確認くだ
さい。

郵送または FAX にて受付ます。

【確認書類の送付先】

(郵送)〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県土木交通部監理課 審査契約係 入札参加資格審査申請受付担当

(FAX)077-528-4891

○ 提出書類について

提出書類はすべて滋賀県にご提出ください。（提出先は P182 をご確認ください。）

【提出書類一覧】

【滋賀県に提出する書類】

必ず提出が必要な書類

No	名称	備考
1	変更届（チェックリスト）	変更申請を行った際は必ず送付してください。

該当がある場合提出が必要な書類

No	変更事項	本店	入札参加している支店営業所	注意事項
1	本社（店）または支店営業所の所在地	履歴事項全部証明書の写し、委任状（本店以外から入札参加している場合）	委任状	—
2	本社（店）の商号・名称	履歴事項全部証明書の写し、委任状（本店以外から入札参加している場合）	委任状	—
3	支店営業所名	—	委任状	入札参加している支店営業所が閉鎖される場合は事前に監理課審査契約係担当にご連絡ください。
4	代表者職名、代表者氏名（支店営業所の代表者（受任者）の変更も含む）	履歴事項全部証明書の写し、委任状（本店以外から入札参加している場合）	委任状	—
5	郵便番号、電話番号、FAX 番号	—	—	—

6	個人事業の代替わり・法人成	建設工事：経営規模等評価結果通知書の写し コンサルタント等業務：登録通知書または登録証明書の写し 維持管理につきまして提出書類はございません。	—	なお、留保措置が必要な団体がございますので注1をご確認ください。
7	【建設工事のみシステム対応可】入札参加（一部）廃止	様式第二十二号の四（第十条の三関係）廃業届の写し	—	—
8	【建設工事】一般建設業許可 特定建設業許可の変更	建設業許可通知書の写し	建設業許可通知所の写し	—

【大津市に提出する書類】

大津市に申請している事業者のうち、該当する方は次の書類を提出してください。

なお、大津市への変更申請手続きを急ぐ必要がある場合は、直接、大津市担当課へご連絡ください。

また、法人成り若しくは事業承継については、内容・条件によって大津市では認められない場合がありますので、直接大津市担当課へご連絡ください。

○大津市役所 契約検査課 TEL077-528-2720

必ず提出が必要な書類（下表№1～4の変更事項に該当する場合）

滋賀県に提出する変更届（チェックリスト）の写し

該当がある場合提出が必要な書類

№	変更事項	提出書類
1	本社（店）所在地	登記事項証明書（注1） 許可証明（登録通知）書
2	商号又は名称	登記事項証明書（注1） 許可証明（登録通知）書、使用印鑑届（注2）
3	本社の代表者（職・氏名）	登記事項証明書（注3） 許可証明（登録通知）書
4	許可・登録等（注4）	許可証明（登録通知）書
5	使用印鑑（注5）	使用印鑑届

注1：法人事業者のみ

注2：大津市指定様式

注3：個人事業者は、身分証明書を提出してください。

注4：許可・登録等の変更において、許可登録期限の更新のみの場合は提出不要です。

注5：システム上での変更がないため、使用印鑑届のみの提出となります。

注１：留保措置に伴う提出書類について

以下の団体には個人事業の代替わり、法人成手続きを開始後速やかに以下の書類を送付してください。（詳細につきましては各団体へお問合せください。）

○滋賀県

- ・様式第二十二号の四（第十条の三関係）廃業届の写し
- ・様式第一号（第二条関係）建設業許可申請書の写し

○高島市

承継事案発生時

- ・入札参加資格変更届（市指定様式）
- ・様式第二十二号の四（第十条の三関係）廃業届の写し

必要に応じて上記以外に別途書類の提出を求める場合があります。

承継手続き完了後

- ・承継後の建設業許可の通知（写し）
- ・承継後の経営事項審査通知書（写し）

必要に応じて上記以外に別途書類の提出を求める場合があります。

すでに令和７年度（令和８年度名簿のための申請）の「新規申請」もしくは「継続申請」を行った方は、以下の点にご注意ください。

注意！！

今回の「変更申請」の内容は「新規申請」、「継続申請」に反映されません。
「新規申請」、「継続申請」の修正が別途必要となります。

修正には、差戻しの手続きが必要となる場合がありますので入札参加資格申請受付担当にご連絡ください。（電話：077-528-4985）

国家資格についての問い合わせ先

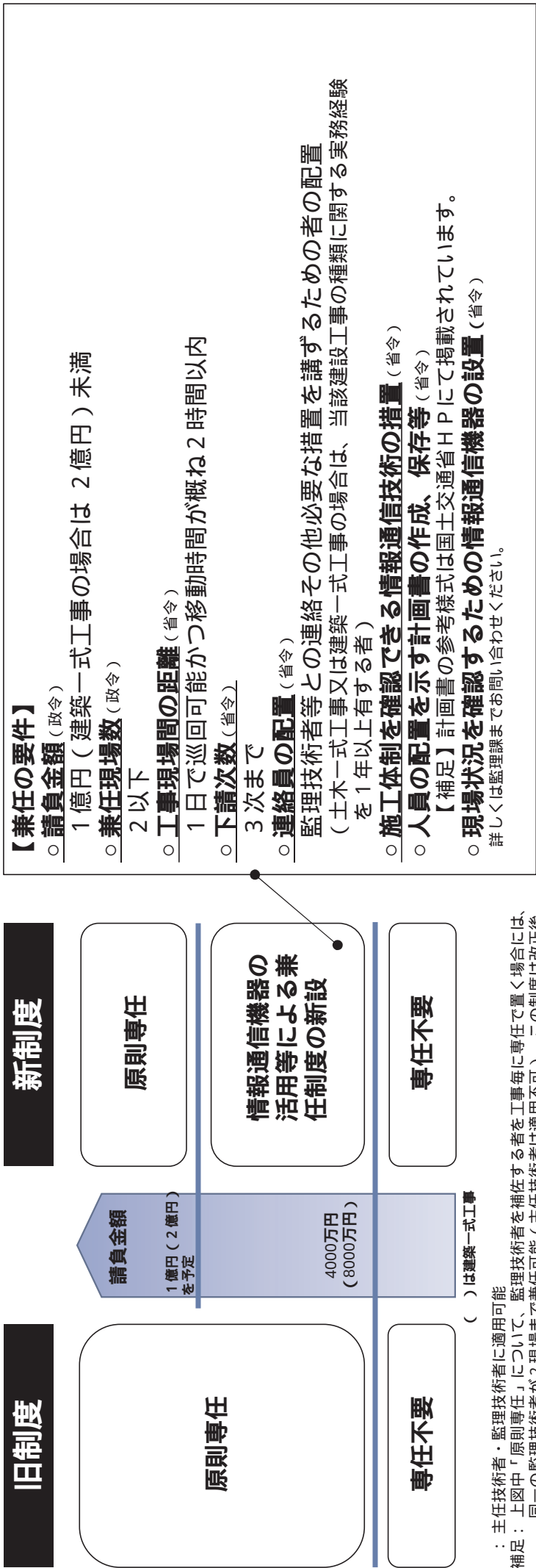
資 格	試 験 の 実 施 機 関	所 管 官 庁
建設機械施工管理技士	(一社)日本建設機械施工協会 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館内 03(3433)1575	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 03(5253)8111 (代)
土木施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 042(300)6860	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 03(5253)8111 (代)
管工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 042(300)6860	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 03(5253)8111 (代)
造園施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 042(300)6866	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 03(5253)8111 (代)
建築施工管理技士	(一財)建設業振興基金(試験研修本部) 東京都港区虎ノ門4-2-12 03(5473)1581	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 03(5253)8111 (代)
電気工事施工管理技士	(一財)建設業振興基金(試験研修本部) 東京都港区虎ノ門4-2-12 03(5473)1581	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 03(5253)8111 (代)
電気通信工事施工管理技士	(一財)全国建設研修センター 東京都小平市喜平町2-1-2 042(300)6860	国土交通省 東京都千代田区霞が関2-1-3 03(5253)8111 (代)
建 築 士 木 造 建 築 士	(公財)建築技術教育普及センター 東京都千代田区紀尾井町3-6 03(6261)3310	滋賀県土木交通部建築課 大津市京町4-1-1 077(528)4251 (直通)
技 術 士	公益社団法人 日本技術士会 技術士試験センター 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル8F 03(3459)1333	文部科学省 東京都千代田区霞が関3-2-2 03(5253)4111 (代)
技 能 士	滋賀県職業能力開発協会 大津市南郷5-2-14 077(533)0850	滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町4-1-1 077(528)3755 (直通)
電 気 工 事 士	(一財)電気技術者試験センター 東京都中央区八丁堀2-9-1 R B M東八重洲ビル8F 03(3552)7691	滋賀県防災危機管理局 大津市京町4-1-1 077(528)3431 (直通)

紛らわしい名称、悪質な勧誘には注意してください。

現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（専任現場の兼任） 令和7年2月1日施行

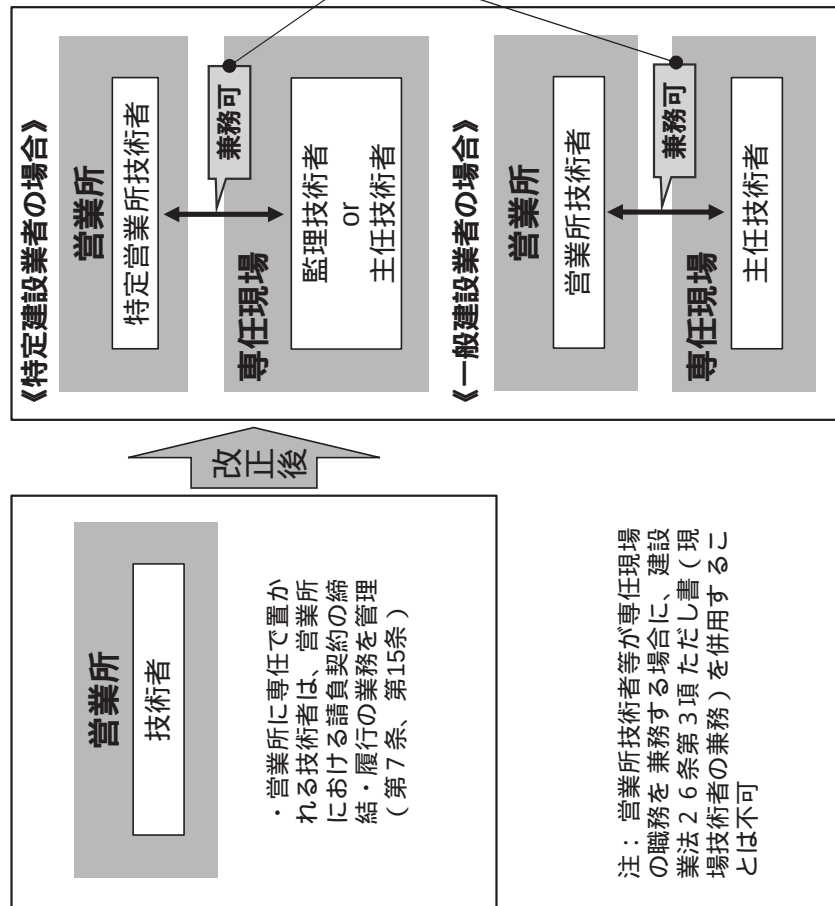
○建設工事に置くことが求められている主任技術者又は監理技術者について、請負金額が一定金額以上の場合には、工事現場ごとに専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）

○今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に關して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第62条第3項第1号、第4項）



現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（営業所技術者等の専任現場兼務） 令和7年2月1日施行

○営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事に
 ついて、営業所技術者等の職務を兼務できる改正を実施（建設業法第26条の5）



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することとは不可

【兼任の要件】

- 請負金額（政令）
1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満
 - 兼任現場数（政令）
2以下
 - 工事現場間の距離（省令）
1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内
 - 下請次数（省令）
3次まで
 - 連絡員の配置（省令）
監理技術者等との連絡その他の必要な措置を講ずるための者の配置（土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
 - 施工体制を確認できる情報通信技術の措置（省令）
 - 人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
- 【補足】計画書の参考様式は国土交通省HPにて掲載されています。
 ○現場状況を確認するための情報通信機器の設置（省令）
 詳しくは監理課までお問い合わせください。

MEMO



母なる湖・琵琶湖。
——あずかっているのは、滋賀県です。